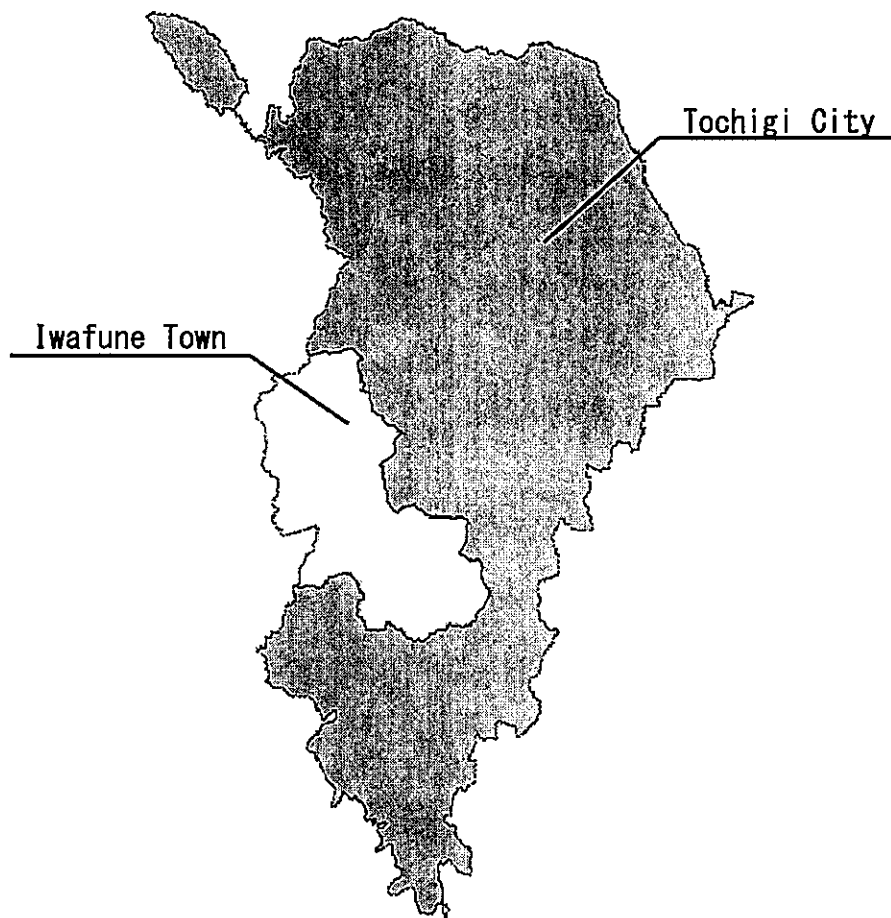


第9回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ①



日時：平成24年11月12日（月）午後2時00分

会場：栃木市国府公民館

目 次

協議事項

協議第 5 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて・・・P 1

協議第 7 号－3 合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて・・・P 7

協議第 5 6 号 合併協定項目 2 5－6 消防防災関係事業について・・・P 1 1

報告事項

合併協定項目以外の主な調整方針について（総合政策部会）

B ランク・・・P 1 5

C ランク・・・P 2 5

合併協定項目以外の主な調整方針について（総務・理財・消防部会）

B ランク・・・P 4 5

協議第 5 5 号

合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整方針	1 岩舟町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。 2 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の栃木市及び岩舟町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の栃木市の区域を区域とする選挙区 3 0 人、合併前の岩舟町の区域を区域とする選挙区 4 人とする。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

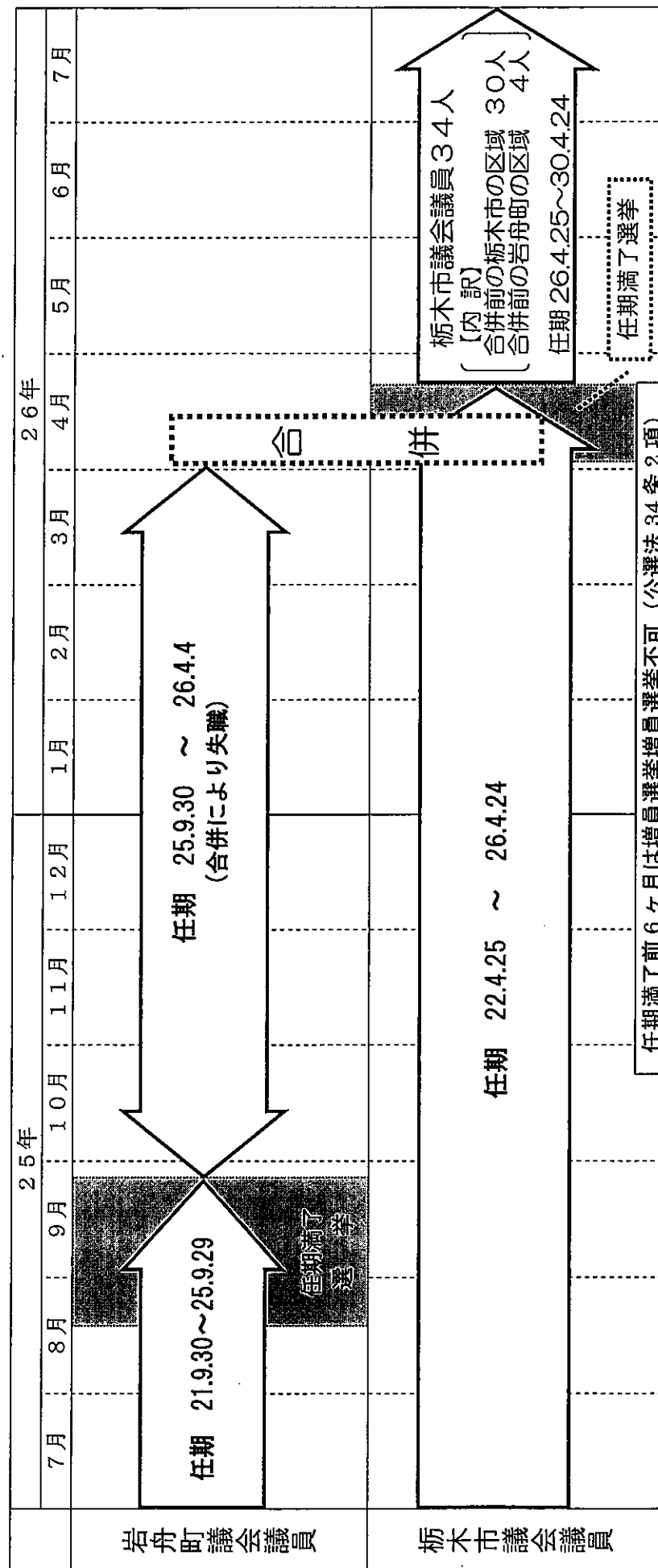
栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		6 議会の議員の定数及び任期の取扱い		関係項目
調整の方針		1 岩舟町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。		
		2 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の栃木市及び岩舟町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の栃木市の区域とする選挙区30人、合併前の岩舟町の区域とする選挙区4人とする。		
現 況		具体的な調整内容		
栃 木 市		岩 舟 町		
・ 議員定数 34人 内訳 (1) 栃木地域を区域とする選挙区 定数15人 (2) 大平地域を区域とする選挙区 定数7人 (3) 藤岡地域を区域とする選挙区 定数5人 (4) 都賀地域を区域とする選挙区 定数4人 (5) 西方地域を区域とする選挙区 定数3人		・ 議員定数 14人 <		

議会議員の定数及び任期の取扱いの概要

(1) 原則

岩舟町を廃して、その区域を栃木市に編入するような場合、原則としては、栃木市のように編入する市町村の法人格は何ら影響を受けないが、編入される岩舟町の法人格は消滅することから、岩舟町の議会の議員は全て失職することとなる。公職選挙法第15条第6項により条例で選挙区を設けることが可能であり、その定数は最初の選挙に限り、人口に比例しないでも定めることができる（公職選挙法施行令第9条）。



県内の事例

■鹿沼市(定数特例) 編入合併

【検討経過】

- ①合併協議会における議会制度小委員会の設置
- ②小委員会における協議、調整
- ③小委員会における中間報告
- ④小委員会における協議結果報告
- ⑤合併協議会における決定

【合併協定】

- 1 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項の規定を適用し、鹿沼市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、鹿沼市の議会の議員の定数28人に、栗野町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数3人を加え31人とする。
合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、新市において決定する。
- 2 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

■真岡市(定数特例) 編入合併

【検討経過】

- ①各議会間における協議、調整
- ②合併協議会における中間報告
- ③合併協議会における調整方針の提案
- ④合併協議会における決定

【合併協定】

- 1 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第8条第2項及び第3項の規定により、真岡市の議員の残任期間に相当する期間に限り、真岡市の議員の定数22人に、二宮町の区域に設けられる選挙区の議会の議員の定数6人を加え28人とする。
合併後最初に行われる一般選挙における議会の議員の定数については、28人以内で新市において決定する。
- 2 議員の報酬、期末手当及び政務調査費については、真岡市の制度に統一する。

■佐野市

【検討経過】

- ①小委員会での検討
- ②合併協議会への報告、意見聴取
- ③議会間での協議
- ④合併協議会における決定

【合併協定】

議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40 年法律第6号、以下「合併特例法」という。）第6 条及び第7 条の規定は適用せず、公職選挙法（昭和25 年法律第100 号）第33 条第3 項及び第117 条の規定に基づき、設置選挙を行う。新市の議会議員の定数は、32 人とする。

■日光市

【検討経過】

- ①議会制度小委員会での協議
- ②各議会へ意見照会
- ③合併協議会への報告（在任特例の案を否決）
- ④市町村長会議における協議
- ⑤合併協議会への報告（定数特例の案を否決）
- ⑥市町村長会議における協議
- ⑦合併協議会における決定

【合併協定】

- 1 地方自治法第9 1 条第1 項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、3 0 人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる一般選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む。）につき、公職選挙法第1 5 条第6 項の規定に基づき今市市、足尾町、藤原町、栗山村及び日光市の区域ごとに選挙区を設けるものとする。
各選挙区の定数は、公職選挙法第1 5 条第9 項及び公職選挙法施行令第9 条の規定を適用し、今市市1 4 人、足尾町3 人、藤原町5 人、栗山村2 人、日光市6 人とする。
- 3 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を1 つの区域として選挙を行うものとする。
- 4 新市の議会の議員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に調整する。

関係法令

○地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）＜平成15年1月1日から施行＞

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

○公職選挙法（昭和25年 法律第100号）

（選挙の単位）

第12条 （第1項、第2項、第3項は記載省略）

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条 （第1項～第5項、第7項、第9項は記載省略）

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 （第1項、第2項、第4項、第5項は記載省略）

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）

第三十四条 （省略）

2 前項に掲げる選挙のうち、第百九条、第百十条又は第百十三条の規定による地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙は、当該議員の任期が終わる前六月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない。ただし、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

○公職選挙法施行令（昭和25年 政令第89号）

（人口に比例しない議員の定数）

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

協議第7号－3

合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、協議を求める。

平成24年11月12日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会長 鈴木俊美

項 目	合併協定項目14 一部事務組合等の取扱い
調整方針	岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の前日をもって解散するよう調整する。組合の財産の処分等については、関係団体と協議の上、合併時までに調整する。

平成24年9月26日(確認)

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 4 一部事務組合等の取扱い	関係項目	佐野地区広域消防組合
調整の方針	岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の前日をもって解散するよう調整する。組合の財産の処分等については、関係団体と協議の上、合併時までに調整する。		
	現 況		
	栃木市	岩舟町	具体的な調整内容
参考 ○常備消防（栃木市消防本部） 1 本部・署 1 消防本部、1 消防署、4 分署 2 名称・位置 栃木市平柳町 1 丁目 34 番 5 号 栃木市平柳町 1 丁目 34 番 5 号 藤岡分署 栃木市藤岡町藤岡 81 番地 2 大平分署 栃木市大平町藤井 2001 番地 2 都賀分署 栃木市都賀町大柿 1529 番地 西方分署 栃木市西方町金井 293 番地 3 管轄区域 栃木市の全域	○佐野地区広域消防組合 ・構成市町 佐野市、岩舟町 ・共同処理事務 ①消防業務、救急業務に関する事務（消防団に関する事務を除く。） ②液化石油ガス設備工事の受理に関する事務 ・経費負担割合 均等割 10%、人口割 90% ・組合長等 - 組合長 関係市町の長が互選（現行：佐野市長） - 副組合長 関係市町の長が互選（現行：岩舟町長） - 会計管理者 組合長が組織市町の会計管理者のうちから任命（現行：佐野市会計管理者） - 監査委員 関係市町の監査委員のうちから任命（佐野市監査委員、岩舟町監査委員） ・組合議会議員 - 定数 10人（佐野市7人、岩舟町3人） - 選出 関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙 - 議長等 組合の議会において選挙（現行：議長…佐野市議会議長、副議長…岩舟町議会議長） 【消防分署】 東分署 岩舟町大字静 5 1 3 3 番地 1		岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の前日をもって解散するよう調整する。 組合の財産の処分等については関係団体と協議の上、合併時までに調整する。
【消防本部】 1 組織及び人員 ・消防本部 2人 ・総務課 庶務係、企画係 8人 ・予防課 予防係、指導係、危険物係 9人 ・警防課 警防係、救急管理係 5人 ・通信指令第1課 指令係 5人 ・通信指令第2課 指令係 5人 ・派遣等（県広域事務局、防災ヘリ、県消防学校） 3人 計 37人 2 幹事課 総務課併任			

【消防署・分署】 1 組織及び人員 ・ 消防署長 1人 ・ 消防第1課 消防係、予防係、救急係 28人 ・ 消防第2課 消防係、予防係、救急係 27人 ・ 通信指令第1課 指令係 5人 (消防本部兼務) ・ 通信指令第2課 指令係 5人 (消防本部兼務)		
計 56人		
・ 大平分署 第1係、第2係 19人 ・ 藤岡分署 第1係、第2係 19人 ・ 都賀分署 第1係、第2係 15人 ・ 西方分署 第1係、第2係 15人		
計 68人		

関係法令

○消防組織法（昭和22年 法律第226号）

（市町村の消防の広域化）

第 31 条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

○地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（解散）

第 288 条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第 289 条 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

協議第 5 6 号

合併協定項目 2 5 - 6 消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、協議を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 2 5 - 6 消防防災関係事業
調整方針	栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散の日の翌日から、合併前の岩舟町の区域を管轄する。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		25-6 消防防災関係事業について		関係項目
調整の方針		栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散の日の翌日から、合併前の岩舟町の区域を管轄する。		
		現 況		
		現	岩舟町	
		栃木市		
○常備消防（栃木市消防本部）		参考		
1 本部・署		○佐野地区広域消防組合		
2 名称・位置		・構成市町 佐野市、岩舟町		
3 管轄区域		・共同処理事務		
		①消防業務、救急業務に関する事務（消防団に関する事務を除く。）		
		②液化石油ガス設備工事の受理に関する事務		
		・経費負担割合 均等割10%、人口割90%		
		・組合長等		
		組合長 関係市町の長が互選（現行 佐野市長）		
		副組合長 関係市町の長が互選（現行 岩舟町長）		
		会計管理者 組合長が組織市町の会計管理者のうちから任命（現行 佐野市会計管理者）		
		監査委員 関係市町の監査委員のうちから任命（佐野市監査委員、岩舟町監査委員）		
		・組合議会議員		
		定数 10人（佐野市7人、岩舟町3人）		
		選出 関係市町の議会において当該議会の議員のうちから選挙		
		議長等 組合の議会において選挙（現行 議長 佐野市議会議長、副議長 岩舟町議会議長）		
		【消防分署】		
		東分署 岩舟町大字静5133番地1		
2 幹事課 総務課				

【消防署・分署】 1 組織及び人員 ・消防署長 1人 ・消防第1課 消防係、予防係、救急係 28人 ・消防第2課 消防係、予防係、救急係 27人 ・通信指令第1課 指令係 5人 ・通信指令第2課 指令係 (消防本部兼務) 5人 計 56人 ・大平分署 第1係、第2係 19人 ・藤岡分署 第1係、第2係 19人 ・都賀分署 第1係、第2係 15人 ・西方分署 第1係、第2係 15人 計 68人		
---	--	--

関係法令

○消防組織法（昭和22年 法律第226号）

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（市町村の消防に関する責任）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

（消防本部及び消防署）

第10条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防職員）

第11条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Bランク

(総合政策部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

１．現行のとおり

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号		栃木市	岩舟町	
1	NPO法人に関するこ と		市内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援するため、とちぎ市民活動推進センターと連携し、市民及び特定非営利活動法人を対象として随時情報提供を行う。	町内における特定非営利活動及び特定非営利活動法人を支援するため、町民及び特定非営利活動法人を対象として随時情報提供を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	1 6 1				
2	NPO法人の設立・解散 または合併の認証に 関すること		栃木県権限移譲計画に基づき、平成19年度より特定非営利活動促進法及び県の特定非営利活動促進法施行条例に基づく、特定非営利活動法人の設立、解散又は合併の認証等の事務を行う。	栃木県権限移譲計画に基づき、平成19年度より特定非営利活動促進法及び県の特定非営利活動促進法施行条例に基づく、特定非営利活動法人の設立、解散又は合併の認証等の事務を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	1 6 2				

２．栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号		栃木市	岩舟町	
1	市民総合賠償補償保険 に関すること		【名称】 全国市長会市民総合賠償補償保険 【補償内容】 5型①F型 ・身体賠償2億円型 ・財物賠償2,000万円型 ・補償保険5型 入院1万円～、通院6日以上1万円～ ・保険料14,73円 ※予防接種、公金は、別枠	【名称】 全国町村会総合賠償補償保険 【補償内容】 契約類型7 ・身体賠償2億円型 ・財物賠償2,000万円型 ・補償保険Ⅱ型 ・個人情報2億円型 ・予防接種 ・公金 ・入院1万円～、通院6日以上1万円～ ・保険料 86.5円	加入する賠償補償保険や補償内容に差異があるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	1 5 8				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現	況		調整内容
		栃木市	岩舟町		
2	市民協働の推進に関する こと	【目的】 市内における市民との協働を推進するため、各課に市民協働推進員を設置するとともに、行政と市民との協働に関する意識の更なる向上を目指すし、研修会等を開催する。	該当なし		市民との協働を推進する市民協働推進員を設置しているため、栃木市の例により合併時に統合する。
	160	【内容】 ①市民協働推進員連絡会議 ②協働推進研修会 ・市職員対象 ・市職員及び市民対象			
3	住民活動保険に関する こと	【名称】 栃木市市民活動補償制度 【補償内容等】 市内に活動拠点を置く住民団体等が行う住民活動中の事故について、住民活動保険をもってこれを補償する。 ・賠償責任 身体賠償：限度額1名1億円又は1事故3億円 財物補償：限度額1事故300万円 保管物賠償：限度額1事故300万円 ・災害等補償（傷害） 死亡：500万円 後遺障害：15～500万円 入院：1日につき3,000円 通院：1日につき2,000円	該当なし		市民活動に対する補償制度であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	164				
4	協働のまちづくりパートナー派遣事業に関する こと	【名称】 協働のまちづくりパートナー派遣事業 【目的】 市民活動団体等に対し、協働のまちづくりパートナーを派遣することにより市民活動の活性化を図るとともに、協働によるまちづくりを推進する。 【内容】 派遣申請の目的により、各課に配置している市民協働推進員若しくは所属長が指名する市職員を市民活動団体等の主催する会議、研修会等に派遣し、企画、運営等に参画する。	該当なし		協働のまちづくりを推進する事業であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	169				

※ 平成24年4月から実施

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	市民活動推進事業 費補助金に関する こと	【目的】 主体的・公益的な市民活動を支援するため、市民・企業の皆さんからの寄附金と市の支出金を助成金の原資とする「市民協働まちづくりファンド」を活用し活動費の補助を行う。 【内容】 《スタートアップ補助》 新規事業若しくは新規事業を起すための準備又は新規の地域コミュニティ活動 ・補助割合 補助対象経費の10/10以内 ・補助限度額 5万円まで ・補助期間 1年 《ステップアップ補助》 既存団体の新規事業又は既存事業の充実若しくは拡大 ・補助割合 補助対象経費の3/4以内 ・補助限度額 10万円まで ・補助期間 通算で継続最長5年 ※3年目以降、補助対象経費の1/2以内 《ジャンプアップ補助》 ・補助割合 補助対象経費の2/3以内 ・補助限度額 30万円まで ・補助期間 通算で継続最長5年 ※3年目以降、補助対象経費の1/2以内 《まちづくりパワーアップ補助》 ・補助割合 補助対象経費の2/3以内 ・補助限度額 50万円まで ・補助期間 継続最長3年 ※平成24年4月から実施	該当なし	市民活動を支援する補助金であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	159			
6	市町ホームページ に関すること	・内容：各課の情報、市政トピックス、新着情報、観光案内、イベントのご案内、まちの話題紹介、くらしのガイド、市政ガイドなど ・作成方法：CMS（ホームページ作成システム）により、各課でページを作成・更新し、秘書広報課広報広聴担当で承認する。 ・「広報とちぎ」は、PDFファイルで公開。 ・バナー広告 1枠あたり 15,000 円/月	・内容：町長のページ、各課の情報案内、町政トピックス、新着情報、観光案内、イベントのご案内、まちの話題紹介、くらしのガイド、町政ガイドなど ・作成方法：各部署または掲載依頼に基づき企画調整担当で HTML データを作成、公開している。（ソフトは、movable type を使用） ・「広報いわふね」掲載情報は、原則として発行にあわせて HTML データにして公開。そのほか随時更新・年度切替更新などを行っている。 ・バナー広告 1枠あたり 5,000 円/月	栃木市の例により合併時に統合する。
	17			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

№.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	儀式、叙勲・褒賞受 章者に関すること	・叙勲及び褒賞受章者に対し、その栄誉をたたえ敬意を表するために、祝電を送付し、広報紙に掲載する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	20			
8	新春賀詞交歓会に関 すること	・新春賀詞交歓会の開催 ・市、市議会、栃木商工会議所、各商工会、下野農業協同組合、上野賀農業協同組合、自治会連絡協議会が主催する。 ・毎年1月の第1週 11時から12時30分 ・参加費 1人3,000円	・新春賀詞交歓会の開催（併せて自治功労者表彰等の実施） ・町が主催 ・毎年1月5日 9時30分から12時 ・参加費等は無し	栃木市の例により合併時に統合する。
	24			
9	予算（当初・補正）の 編成に関すること	【当初予算編成】 要求方法は要求基準額設定方式 ・予算編成方針（8月中旬）～予算書配布（2月下旬） 【補正予算編成】 （4月・7月・10月・1月）	【当初予算編成】 要求方法は事業別要求額積み上げ方式 ・予算編成方針（10月中旬）～予算書配布（2月下旬） 【補正予算編成】 （5月・8月・11月・2月）	栃木市の例により合併時に統合する。
	2			
10	予算科目の設定に関 すること	①歳入は地方自治法、自治法施行令及び自治法施行規則に基づき予算科目を設定（款・項・目）。なお、節・細節については任意に設定。 ②歳出は法令による予算科目の設定のほか、「事業」を目的の下位、節の上位に設定。	①歳入は地方自治法、自治法施行令及び自治法施行規則に基づき予算科目を設定（款・項・目）。なお、節・細節については任意に設定。 ②歳出は法令による予算科目の設定のほか、「事業」を目的の下位、節の上位に設定。	栃木市の例により合併時に統合する。
	3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1 1	会計の設置に関する こと	H24 年度予算において一般会計のほか、次の会計 を設置している。 【特別会計】 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計(保険事業勘定) 介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 下水道特別会計 農業集落排水特別会計 J R 大平下駅前土地区画整理特別会計 医療福祉モール特別会計 中根産業団地特別会計 【企業会計】 水道事業会計	H24 年度予算において一般会計のほか、次の会計 を設置している。 【特別会計】 国民健康保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険事業特別会計 公共下水道事業特別会計	栃木市の例により合 併時に統合する。
	9			
1 2	人権施策の推進体制 に関すること（人権 施策推進審議会）	【名称】 栃木市人権施策推進審議会 【目的】 人権尊重の社会づくりに関し、人権施策を総合的 かつ効果的に推進する。 【設置年月日】 平成 22 年 3 月 29 日 【任期】 2 年 【組織及びメンバー】 栃木市人権施策推進審議会委員 20 名（会長 1 名、副会長 1 名、委員 18 名）以内、学識経験者、 関係団体の代表者、市議会議員、市職員 2 名 【報酬】 @8,000 円	【名称】 岩舟町同和対策審議会 【目的】 同和施策に関する基本的方策を審議する。 【設置年月日】 平成 13 年 10 月 1 日 【任期】 2 年 【組織及びメンバー】 岩舟町同和対策審議会委員 13 名（会長 1 名、 副会長、委員）以内、学識経験者、関係団体の代表 者、町議会議員、町職員 2 名 【報酬】 @7,600 円	両市町に審議会があ るが、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況						調整内容
		栃木市					岩舟町	
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
	隣保館に関するこ と	【施設名】 栃木市厚生センタ	【施設名】 大平隣保館	該当なし	該当なし	該当なし	岩舟町には、隣 保館がないため、 合併時に統合す る。	
		一 【目的】 近隣地域における 住民の生活の改善及 び向上を図るため、 各種事業を行う。 (1) 生活上の相談事 業 (2) 地域福祉に関す る事業 (3) その他設置の目 的を達成するための 事業	【目的】 近隣地域における 住民の生活の改善及 び向上を図るための 事業を行う。 (1) 各種相談事業 (2) 地域福祉事業 (3) 周辺地域巡回 事業 (4) 社会調査研究 事業 (5) その他近隣地 域の住民の生活改善 及び向上を図るため の事業					
	8	【補助金】 隣保館運営費等補 助金 9,643 千円 (人件費 7,366 千円 ・ 物件費 2,277 千 円)	【補助金】 隣保館運営費等補 助金 9,718 千円 (人件費 7,984 千円 ・ 物件費 1,734 千 円)					

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

３．合併時に再編

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況	
1	人権施策の推進体制 に関すること（人権 施策推進本部）	【名称】 栃木市人権施策推進本部 【目的】 人権行政の総合的かつ計画的な施策の推進を図る。 【設置年月日】 平成22年3月29日 【組織及びメンバー】 栃木市人権施策推進本部員20名（本部長1名 副本部長1名 本部長18名）副市長・教育長・全部長	両市町に推進本部があるが、内容に違いがあるため、合併時に再編する。
	6		

４．合併後に再編

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況	
1	市民活動推進センター 一に関すること	【名称】 とちぎ市民活動推進センター くらら 【目的】 市民自らが、積極的に社会的な課題や地域社会づくりに取り組み環境をつくり、また、市民が行う自由な市民活動の促進を図り、市民、行政、企業、NPO・ボランティア団体等が「目的意識の共有」及び「相互理解」に基づく対等な関係の下での協働を支援し、さまざまな情報の受発信や交流の拠点として設置する。 【機能】 ・情報収集、提供の一元化機能 ・交流、理解促進機能 ・広報、研修機能 ・相談機能 ・活動場所、事務機器の提供 ※ 指定管理者として、特定非営利活動法人ハビジに管理運営を委託	市民やボランティア団体等に支援を行う拠点としてとちぎ市民活動推進センターを設置しており合併後の支援体制やセンター設置について検討が必要であるため、合併後に再編する。
	163		
2	市(町)制式典に関する こと	・記念式典及び記念事業の開催 ・実施期間は10年ごとに施行されてきた。	合併記念式典を挙行する。ただし、実施方法等については、合併後に再編する。
	22		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況						調整内容
		栃木市					岩舟町	
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
	市町勢要覧に関 すること	ホームページの 充実が図られた ことから平成 18 年から休止	【内容】町の歴史 や現況、統計資料 などを掲載	【内容】町づくり に関する情報、統 計資料、生活便利 帳などを掲載	【内容】まちづく りの方針、観光情 報、統計資料など を掲載	【内容】まちづく りの方針、観光情 報、統計資料など を掲載	【内容】まちづく りの方針、観光情 報、統計資料など を掲載	発行時期、考え 方等異なることか ら、合併後再編す る。
8		【発行時期】最新 は平成 15 年度作 成の 2004 年版	【発行時期】おお むね 5 年（合併・ 町制施行）ごと に作成 最新は平成 18 年 度作成	【発行時期】おお むね 5 年ごとに 作成 最新は平成 19 年 度作成の 2008 年 版	【発行時期】おお むね 5 年ごとに 作成 最新は平成 19 年 度作成の 2008 年 版	【発行時期】おお むね 5 年ごとに 作成 最新は 2011 年版	【発行時期】おお むね 5 年ごとに 作成 前回平成 19 年 3 月作成 次号は 2012 年 版作成予定	
		【配布方法】過去 に発行した市政 要覧は 500 円で 販売	【配布方法】町内 全戸及び近隣市町 に配布視察時等 にも町の紹介資料と して利用	【配布方法】町内 全戸及び県内市 町に配布。その他 希望者には無償 で配布	【配布方法】町内 全戸に配布した ほか、500 円で販 売している。	【配布方法】町内 全戸に配布	【配布方法】前号 まで町内全戸に 配布したが、次号 については検討 中	

3

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(総合政策部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号		栃木市	岩舟町	
1	構造改革特区・地域再生に関すること		申請等の事務手続きを行なう。構造改革特区は認定がない。地域再生は認定事業がある。	申請等の事務手続きを行なう。構造改革特区は認定がない。地域再生は認定事業がある。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。 岩舟町で認定を受けている地域再生計画については、合併までに計画変更を行う。
	9				
2	基幹統計調査に関すること		各種基幹統計調査の実施	各種基幹統計調査の実施	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	10				
3	統計調査員確保対策事業に関すること		統計調査員の確保とその資質の向上を図る。	統計調査員の確保とその資質の向上を図る。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	11				
4	市町政全般の総合調整に関すること		全庁又は複数の部等に係る事案について、総合調整を行う。	全庁又は複数の部等に係る事案について、総合調整を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	37				
5	国土利用計画に関すること		国土利用計画法及び国土調査法に基づく本県及び本市に関する土地利用の各種調査等に対して、庁内の連絡調整を行う。	国土利用計画法及び国土調査法に基づく本県及び本市に関する土地利用の各種調査等に対して、庁内の連絡調整を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	52				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
6	国会等首都機能移転 に関すること	栃木・福島地域への首都機能移転のための陳情活動、広報活動を行う。	栃木・福島地域への首都機能移転のための陳情活動、広報活動を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	5 9			
7	地域連携協議会(宇 都宮大学)に関する こと	宇都宮大学の知的財産を地域振興に活用するための組織である。	宇都宮大学の知的財産を地域振興に活用するための組織である。	宇都宮大学と県内市町で構成される協議会であるため、現行のとおり新市において継続する。
	6 2			
8	都市再生事業(地活 債)に関すること	地域活性化事業計画の庁内調整を行い県へ申請する。	地域活性化事業計画の庁内調整を行い県へ申請する。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	6 9			
9	東武日光鬼怒川線沿 線活性化連絡協議会 に関すること	【構成】 3 市 1 町 【内容】 沿線情報誌の編集、発行 関係市町の P R	【構成】 3 市 1 町 【内容】 沿線情報誌の編集、発行 関係市町の P R	東武日光・鬼怒川線沿線自治体で構成される協議会であるため、現行のとおり新市において継続する。
	7 0			
10	栃木県南部地方拠点 都市地域整備推進協 議会に関すること	【構成】 5 市 2 町 【内容】 拠点法に基づく、基本計画の策定及び整備事業の推進を行う。	【構成】 5 市 2 町 【内容】 拠点法に基づく、基本計画の策定及び整備事業の推進を行う。	栃木市と岩舟町が共に構成市町である協議会であるため、現行のとおり新市において継続する。
	7 7			
11	思川開発事業に関す ること	南摩ダムを建設して洪水調整を行うとともに、水資源開発を行う。	南摩ダムを建設して洪水調整を行うとともに、水資源開発を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	8 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
12	栃木県南部水資源開発促進協議会に関する こと	【構成】3市3町 【内容】 要望活動等（国土交通省・水資源機構）	【構成】3市3町 【内容】 要望活動等（国土交通省・水資源機構）	栃木市と岩舟町が共に構成市町である協議会のため、現行のとおり新市において継続する。
	8 3			
13	両毛線整備促進期成同盟会に関する こと	【構成】10市町（栃木県4市1町） 【内容】 要望活動等（JR 東日本 高崎支社）	【構成】10市町（栃木県4市1町） 【内容】 要望活動等（JR 東日本 高崎支社）	両毛線沿線自治体で構成される同盟会であるため、現行のとおり新市において継続する。
	8 4			
14	わがまち協働推進事業に関する こと	・ 庁内関係各課や関係団体との連絡調整。 ・ 県担当課との当該交付金の導入に向けた調整。 【平成23年度】 とちぎ渡良瀬いちごフールーツ街道推進協議会	・ 庁内関係各課や関係団体との連絡調整。 ・ 県担当課との当該交付金の導入に向けた調整。 【平成23年度】 岩舟町地域活性化事業 Hand In Hand IWAFUNE とちぎ渡良瀬いちごフールーツ街道推進協議会	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	9 3			
15	地下水揚水施設に関する こと	市町村を経由して知事への届出等の事務を行う。	市町村を経由して知事への届出等の事務を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	9 8			
16	北関東自動車道に関する こと	沿線市町のPRとともに、ドライブマップの作成や、交流フェア等イベント参加の調整を行う。	沿線市町のPRとともに、ドライブマップの作成や、交流フェア等イベント参加の調整を行う。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	1 0 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
17	北関東・新潟地域連携軸推進協議会に関する こと	【構成】 新潟、群馬、栃木、茨城の21市町 【内容】 ・会員市町村相互の地域連携に必要な諸事業を企画立案し、推進すること。 ・協議会と民間団体との連携事業を推進すること。 ・会員市町村職員相互の地域連携交流を展開すること。 ・国各県庁、県等との情報の交流を図ること。	【構成】 新潟、群馬、栃木、茨城の21市町 【内容】 ・会員市町村相互の地域連携に必要な諸事業を企画立案し、推進すること。 ・協議会と民間団体との連携事業を推進すること。 ・会員市町村職員相互の地域連携交流を展開すること。 ・国各県庁、県等との情報の交流を図ること。	栃木市と岩舟町が共に構成市町である協議会のため、現行のとおりに新市において継続する。
	105			
18	PFI等民間活力活用に関する こと	民間のノウハウを活用し、効率的な公共サービスを提供するため、PFI（民間活力活用）導入を進める。	民間のノウハウを活用し、効率的な公共サービスを提供するため、PFI（民間活力活用）導入を進める。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおりに新市において継続する。
	157			
19	コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムに関する こと	【加盟自治体】 4県29市町 【事業内容】 ・エコロジカル・ネットワークの形成及び魅力的な地域づくりの早期実現に向けた環境整備 ・調査及び研究 ・施策の発案及び要望活動等	【加盟自治体】 4県29市町 【事業内容】 ・エコロジカル・ネットワークの形成及び魅力的な地域づくりの早期実現に向けた環境整備 ・調査及び研究 ・施策の発案及び要望活動等	栃木市・岩舟町が加盟しているフォーラムであるため、現行のとおりに新市において継続する。
	168			
20	まちづくり支援に関する こと	栃木市内のまちづくり活動や地域づくり活動に対して、状況に応じた支援を行う。	岩舟町内のまちづくりや地域づくり活動に対して、状況に応じた支援を行う。	まちづくり支援に関しては事務事業内容が同一であるため、現行のとおりに新市において継続する。
	106			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
21	地方交付税等に関する こと	【普通交付税・地方特例交付金の算定事務】 県からの照会に随時対応 7月に普通交付税算出資料作成 【特別交付税の算定事務】 9月に特殊財政事情調査 県からの照会に随時対応	【普通交付税・地方特例交付金の算定事務】 県からの照会に随時対応 7月に普通交付税算出資料作成 【特別交付税の算定事務】 9月に特殊財政事情調査 県からの照会に随時対応	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	15			
22	決算統計等に関する こと	出納閉鎖後、地方財政状況調査(決算統計)、公共施設状況調査、公害対策事業費調査の各調査表を作成している。	出納閉鎖後、地方財政状況調査(決算統計)、公共施設状況調査、公害対策事業費調査の各調査表を作成している。	事務事業内容が同一であるため、現行のとおり新市において継続する。
	18			
23	人権擁護委員に関する こと	【目的】 国民の基本的人権が侵犯されないよう監視し、人権を守るための相談に応ずるとともに、適切な処理を行い、自由人権思想の普及に努めることを目的とする。 【概要】 ①議会の同意を得て市長推薦により法務大臣委嘱 任期3年 26名 ②栃木人権擁護委員協議会負担金（法令外負担金）290,300円 ③栃木人権擁護委員協議会第一部会負担金（一人につき20,000円）520,000円 【事務手順】 3年に1回の改選のための人選及び議会上程事務。法令外負担金等の支出。協議会第一部会（栃・岩）の事務局として、事務を行う。	【目的】 国民の基本的人権が侵犯されないよう監視し、人権を守るための相談に応ずるとともに、適切な処理を行い、自由人権思想の普及に努めることを目的とする。 【概要】 ①議会の同意を得て町長推薦により法務大臣委嘱 任期3年 5名 ②栃木人権擁護委員協議会負担金（法令外負担金）36,800円 ③栃木人権擁護委員協議会第一部会負担金（一人につき20,000円）100,000円 【事務手順】 3年に1回の改選のための人選及び議会上程事務。法令外負担金等の支出。（町協議会の事務局として、事務を行う。）	両市町とも事務事業の内容が同一で、現行のとお市新市においても継続する。
	9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

２．栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	総合計画に関するこ と	○栃木市総合計画 基本構想 平成 25 年～平成 34 年 前期基本計画 平成 25 年～平成 29 年 実施計画 2 年のローリング	○第 5 次岩舟町振興計画 基本構想 平成 18 年～平成 27 年 後期基本計画 平成 23 年～平成 27 年 実施計画 2 年のローリング	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2			
2	実施計画に関するこ と	栃木市総合計画の基本構想及び前期基本計画の具 体化のために、平成 25 年度から 2 年間ごとの実施 を予定する施策・事業を明らかにするもので、各年 度の予算編成の指針として策定する。	岩舟町振興計画の基本構想及び後期基本計画の具 体化のために、毎年、2 年間ごとの実施を予定する 施策・事業を明らかにするもので、各年度の予算編 成の指針として策定する。	新市における総合計 画と整合性を図るた め、栃木市の例により 合併時に統合する。
	3			
3	ふるさと融資に関す ること	栃木市地域総合整備資金貸付に関して、申請及び 連絡調整を行う。現在、償還中の事業者がある。	岩舟町地域総合整備資金貸付に関して、申請及び 連絡調整を行う。現在、貸付はなし。	ふるさと融資の償還 における据置措置など に違いがあるため、栃 木市の例により、合併 時に統合する。
	7			
4	山村振興に関するこ と	栃木市西方町真名子地区全域が地域指定されている ため、地域の経済力の培養と住民福祉の向上を図り、 併せて地域格差の是正と経済の発展に寄与する。	該当なし	栃木市西方町真名子 地区が山村振興の指定 を受けているため、栃 木市の例により合併時 に統合する。
	3 1			
5	庁議等会議に関する こと	庁議・部長会議・幹事課長会議・政策会議・政策調 整会議・総合支所会議を設置している。	庁議・課長会議を設置している。	組織機構に合わせて 設置するため、栃木市 の例により合併時に統 合する。
	3 3			
6	行政評価に関するこ と	実施計画策定時に事務事業評価を実施している。 政策評価・施策評価は総合計画の策定と併せて検討 する。	実施計画策定時に事業評価は求めているが、改めて の評価はない。	新市における総合計 画と整合性を図るた め、栃木市の例により 合併時に統合する。
	5 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	国県等提言・要望活動に関すること	国や県に対して陳情、要望活動を計画し実施する。各課の陳情、要望内容を調整し、実施する。	国や県に対して陳情、要望等に関し改めでの計画はなし。必要時それぞれの課で対応する。	国や県への陳情、要望方法等に違いがあるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 4			
8	旧栃木駅舎活用に関すること	旧栃木駅舎保存施設の管理運営やイベントの開催等、地域振興の目的に適するよう指導助言する。	該当なし	旧栃木駅舎の活用に関することであるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 6			
9	栃木駅南部地域整備推進協議会に関すること	旧栃木市及び旧大平町にわたる栃木駅南部地域の整備を図る。 【構成】 栃木県・栃木市	該当なし	栃木県と栃木市で構成された協議会であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 8			
10	下野いにしえネットワーク事業推進会議に関すること	【構成】 栃木市・下野市 【内容】 下野いにしえネットワーク整備基本計画に関し、情報交換、連絡等を行う。	該当なし	栃木市と下野市で構成される推進会議であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	7 6			
11	少年自然の家（施設）の活用に関すること	移転後の施設等の利用について、関係機関との調整を行う。	該当なし	県施設の廃止後の利用検討であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	7 9			
12	県南児童相談所の移転に関すること	県南児童相談所の建設について、協議を行う。	該当なし	県施設の移転等の検討であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	8 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事業事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	事務事業名	現 況	調整内容	
13	栃木ガス株式会社に 関すること	8 1 0 株を保有しており、株主総会へ出席している。	該当なし	岩舟町	栃木ガス㈱の株を保 有しているため、栃木 市の例により合併時に 統合する。
	8 5				
14	県統計協会等に関す ること	・ 栃木県統計協会への協力 ・ 栃木県都市統計事務研究会への参加	該当なし	・ 栃木県統計協会への協力 ・ 下都賀統計事務研究会への参加	加入する研究会等に 差異があるため、栃木 市の例により合併時に 統合する。
	8 7				
15	東北新幹線小山駅停 車増便促進期成同盟 会に関すること	【構成】 8 市 【内容】 東北新幹線の小山駅停車の増便を促進するため、連 絡調整を行う。	該当なし		関係市により構成さ れる期成同盟会である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	9 1				
16	青年会議所に関する こと	賛助会員として職員が参加しており、交流について 必要な情報交換や連絡・調整を行う。	該当なし		(社)栃木青年会議所 との交流であるため、 栃木市の例により合併 時に統合する。
	9 4				
17	シビックセンター施 設計画に関すること	栃木市シビックコア地区整備計画に位置づけられて いる、シビックセンターの整備を図る。	該当なし		シビックコア地区整 備計画におけるシビッ クセンター施設計画の ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	9 5				
18	総合的な土地利用に 関すること	総合的、計画的な土地利用のため、庁内における連 絡調整を行う。 ・ 土地利用対策委員会の設置	該当なし		総合的、計画的な土 地利用を図る委員会を 設置しているため、栃 木市の例により合併時 に統合する。
	9 7				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
19	ふるさと納税に関する こと	ふるさと納税に関する事務を行う。 7事業の指定コースがある。 ①福祉・スポーツコース ②スポーツで栃木づくりコース ③文化で栃木づくりコース ④本で栃木づくりコース ⑤市民活動で栃木づくりコース ⑥栃木の教育支援コース ⑦市長おまかせコース	ふるさと納税に関する事務を行う。 7事業の指定コースがある。 ①住民と協働でつくるまちづくりコース【総合】 ②健康で安心して暮らせるまちづくりコース【保健・医療・福祉】 ③快適でうるおいのあるまちづくりコース【都市基盤】 ④地球にやさしく安心安全なまちづくりコース【環境・危機管理】 ⑤未来のひとと文化をはぐくむまちづくりコース【教育・文化】 ⑥活力にあふれのびゆくまちづくりコース【産業】 ⑦町長おまかせコース	ふるさと納税による 寄付金の充当先事業に 差異があるため、栃木 市の例により合併時に 統合する。
	1 1 4			
20	辺地に関すること	辺地とその他の地域との間における住民の生活文化 水準の著しい格差の是正を図る。現在、計画の策定 はされていない。 【指定地域】 栃木市出流町 栃木市西方町真名子区域内の岡、男丸、真上地区	該当なし	栃木市(出流町・西方 町真名子地区)に指定 地域があるため、栃木 市の例により合併時に 統合する。
	1 3 5			
21	渡良瀬遊水地周辺整 備基本計画に関する こと	旧藤岡町にて平成 11 年 3 月に策定された「藤岡 町渡良瀬遊水地周辺地域整備基本計画」を再検証し、 藤岡地域及び渡良瀬遊水地の特性を活かした今後の 取り組みを明確にするための計画等の策定を検討す る。	該当なし	栃木市藤岡地域の渡 良瀬遊水地周辺整備基 本計画であるため、栃 木市の例により合併時 に統合する。
	1 3 6			
22	渡良瀬遊水地地域連 携会議に関すること	【構成】 4 市 2 町、利根川上流河川事務所 【内容】 渡良瀬遊水地は 4 県、4 市 2 町にまたがり、その時々 における課題などについて、情報の交換・調整を行 う。	該当なし	栃木市が構成団体と なる連携会議であるた め、栃木市の例により 合併時に統合する。
	1 3 7			
23	栃木県渡良瀬遊水池 開発推進協議会に関 すること	【構成】 栃木県、栃木市、小山市、野木町 【内容】 渡良瀬遊水池及びその周辺地域の開発に関し総合的 な調査検討を行い、積極的に開発推進を図る。	該当なし	栃木県、栃木市、小 山市及び野木町で構成 される協議会であるた め、栃木市の例により 合併時に統合する。
	1 3 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
24	渡良瀬遊水地国営公園建設促進周辺地域連絡協議会に関する こと 139	【構成】 4市2町 【内容】 関係する4市2町では、「湿地」という遊水地の豊かな環境を活かしながら、我が国初めての「自然保全型の国営公園」建設を目指す。	渡良瀬遊水地周辺自治体で構成される協議会であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団に関する こと 140	渡良瀬遊水地の良好な水辺空間の形成を図るため、河川管理施設の整備や維持管理、関連する調査研究を行うことで、国民から親しまれる河川環境の維持増進に寄与することを目的に、昭和63年に、4県2市4町、民間6団体が参画し設立された。	渡良瀬遊水地周辺自治体、民間団体等で設立された財団であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
26	土地開発公社に関する こと 152	【名称】 栃木市土地開発公社 【目的】 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。	公共用地の取得を目的とし栃木市において設立した公社であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	福田屋百貨店栃木店跡地利用に関する こと 154	福田屋百貨店栃木店の閉店に当たり、建物の利活用に関することについて、市庁舎として活用する方向性が示された。	福田屋百貨店栃木店の跡地利用であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
28	ラムサール条約に関する こと 155	渡良瀬遊水地のラムサール条約登録について説明会、意見交換を行い地元意見のとりまとめを行って市としての方針は、遊水地の機能である治水優先等条件を付してラムサール条約の登録に賛成する意思決定を行った。	栃木市藤岡町の渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に関することであるため、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
29	事業仕分けに関する こと	市民参加による公開の場で「事業仕分け」を実施し、行政サービスとして必要か否かについての検討を行う。 対象事業を市担当者が説明後、参加者の質疑応答を経て仕分け人が判断し、その結果をコーデイナーが発表していく。	該当なし	行政サービスの必要性・妥当性の検討し無駄の排除を目的に実施しており、栃木市の例により合併時に統合する。
	1 5 6			
30	報道機関対応に関する こと	・報道機関を通し広く発信したい情報については、随時各課で連絡票を作成し、広報広聴担当を通してFAXにより情報提供する。 ・記者会見 ①定例記者会見 栃木記者会（9社で構成）主催で毎月1回開催。 市長が、各種施策等の説明を行う。 ②臨時記者会見 緊急性、即時性を考慮し、随時行う。 ③予算記者会見 市主催で、新年度予算（案）の発表を行う。記者会以外の報道機関も対象。	・報道機関を通し広く発信したい情報については、随時各課において対応している。臨時記者会見については企画課より記者クラブに連絡している。 ・記者会見 ①定例記者会見 なし ②臨時記者会見 緊急性、即時性を考慮し、随時行う。 ③予算記者会見 なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1, 2, 1 2			
31	広報計画に関する こと	広報広聴事業に関する基本事項を記載した広報広聴計画を作成する。 また、広報活動推進員を各課1名選任し、会議、研修会等を開催し、広報活動の積極的な推進を図る。	広報広聴事業に関する基本事項を記載した広報広聴計画を作成する。 また、広報広聴主任を各課1名選任し、会議を開催し、広報活動の積極的な推進を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
	3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
32	テレビ放送委託に関する こと	・ケーブルテレビ（栃及び）に番組制作を委託している。 ・ケーブルテレビ（栃） ①自治体広報番組「栃木市からこんにちは」（18分番組/4月～5月の3週間/平日1日10回/土日1日5回放送） ②生活文字情報（30分番組 CC9 ニュースに挿入/毎週月～金曜日/1日5回放送） ・（栃）とちぎテレビ ①新春特別番組「わが街発！」（10分番組/1月上旬2回放送） ②情報告知	・ケーブルテレビ（栃）に番組制作を委託している。 ・ケーブルテレビ（栃） ①自治体広報番組「岩舟町からこんにちは」（15分番組/4月～6月頃/放映7回以上） ②スクロール文字情報「岩舟町からのお知らせ」（30分番組 CC9 ニュースに挿入/毎週火曜日/1日4回放送）	栃木市の例により合併時に統合する。
	5			
33	ふるさと大使事業等 に関する こと	・とちぎ蔵の街大使事業（平成15年7月の任期終了後、休止中） 市の魅力を発信し、イメージアップを図るため、市にゆかりがあり各界で活躍している方を「とちぎ蔵の街大使」として委嘱し、広報活動や助言をしてもらうもの ①定数 50人以内 ②任期 2年 ③報酬 なし ※ 委嘱等は休止しているが、現在においても本市にゆかりのある方々に対しては、毎月「広報とちぎ」を郵送し栃木の様子をお伝えし、関係を保っている。 ※新たに（仮称）広報大使制度を検討中である。（実施時期未定）	・該当なし	岩舟町では実施していないことから、栃木市で検討中の新制度で合併時に統合する。
	16			
34	市町村長会に関する こと	・市政に関する県内各市との連絡調整 年4回（4月・7月・10月・2月）の市長会議の開催 ・国県への要望 ・行財政に関する調査研究 ・研修、講演会等の開催	・栃木県町村会及び郡町村会主催会議、セミナー及び研修会への出席、議題の提出 ・各種情報入手 ・中央への要望活動 ・郡町村会構成町（岩舟町、壬生町、野木町）	栃木県市長会に引き続き加入し、栃木県町村会及び下都賀郡町村会は退会する。
	18			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
35	市長・副市長の秘書 に関すること	・日程調整・管理 ・出張時の随行 ・来客接待 ・市長交際費の管理・執行	・日程調整・管理 ・随行（適宜） ・来客接待 ・町長交際費の管理・執行	栃木市の例により合 併時に統合する。
	19			
36	財政計画に関するこ と	【新市まちづくり計画財政計画】 H22年度～31年度の普通会計を推計 【中期財政の見通し】 5年間の見通し額を推計 【次期総合計画財政見通し】 次期総合計画（H25～34）の策定に向け、その中に財 政計画の掲載を予定	【振興計画（実施計画）】 振興計画の実施計画期間（2年間）にあわせて財政計 画を策定	栃木市の例により合 併時に統合する。
	4			
37	財政分析に関するこ と	【公会計財務諸表】 毎年、総務省方式により「貸借対照表」「行政コスト 計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」を 作成し公表 【財政に関する指標】 毎年「財政に関する指標」を作成	【貸借対照表】 毎年、総務省方式により「貸借対照表」を作成し公 表	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5			
38	予算の繰越に関する こと	【繰越調書の提出】 3月31日までに財政課長へ提出 【繰越申請書の提出】 4月30日までに財政課長へ提出	【繰越調書の提出】 3月31日までに企画課長へ提出 【繰越申請書の提出】 5月20日までに企画課長へ提出	栃木市の例により合 併時に統合する。
	7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
39	予算の流充用に関する こと	【予算の流用】 予算に定める歳出予算の項間の流用又は配当予算の 目、事業若しくは節間の流用を必要とする場合は、 予算流用申請決議書を財政課長に提出する。財政課 長は審査後、決裁者の決裁を受け、直ちに予算流用 承認通知書を当該課長等及び会計管理者に通知す る。	【予算の流用】 予算の定めるところによる各項の経費の金額の流用 をするとき、又は配当予算の目、若しくは節間の金 額の流用を必要とするときは、予算流用調書を作成 し、町長の決裁を受け、会計管理者に通知する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	8	【予備費の充用】 予備費充用申請決議書を財政課長に提出する。 財政課長は検討後、決裁者の決裁を受け、直ちに予 備費充用承認通知書を当該課長等及び会計管理者に 通知する。	【予備費の充当】 予備費充当を企画課長に申し出る。 企画課長は検討後、予備費充当調書を作成し、町長 の決裁を受け、その旨を当該課長等及び会計管理者 に通知する。	
40	債務負担行為に関す ること	継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけ るものを除き、債務を負担する行為について内容を 定める。 事項名称例 ・ 農業近代化資金利子補給 ・ たちぎ市民活動推進センター管理運営委託(指定 管理者制度) ・ 中小企業創業資金損失補償	継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけ るものを除き、債務を負担する行為について内容を 定める。 事項名称例 ・ 農業近代化資金等利子補給 ・ 中小企業経営近代化資金利子補給	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 0			
41	起債管理システムに 関すること	日立 e 財務会計システム中の一機能を使用	T K C e - T A S K 起債管理システム	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 1			
42	地方債（公債費）に 関すること	【銀行等引受資金の借入】 ① 利率の競争原理を取り入れた借入要領を策定 ② 貸付利率を複数金融機関へ照会	【銀行等引受資金の借入】 ① 貸付利率を複数金融機関へ照会	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
43	一時借入金に関する こと	H8以降は一時借入金の実績なし。 基金繰替え運用を行っている。 当座貸越制度により一時借入をすることができる。	H17以降は一時借入金の実績なし。 基金繰替え運用を行っている。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 3			
44	財政事情の公表に関 すること。（財政事情 の公表）	【公表時期】 栃木市財政状況の公表に関する条例により、6月及 び12月に公表	【公表時期】 岩舟町財政状況の公表に関する条例により、5月及 び11月に公表	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 6			
45	予算配当に関するこ と	各課に予算執行計画の提出依頼をする。 資金計画を作成する。 年度内予算執行計画を作成する。 執行計画に基づき各課に配当通知をする。	各課に予算執行計画の入力依頼をする。 資金計画を作成する。 年度内予算執行計画を作成する。 執行計画に基づき各課に配当通知をする。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2 2			
46	決算審査、認定に関 すること	【地方自治法第233条第5項主要な施策の成果を説 明する書類】 「決算状況報告書」を決算書とともに議会へ提出	【地方自治法第233条第5項主要な施策の成果を説 明する書類】 「歳入歳出決算附属資料」を決算書とともに議会へ 提出	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2 3			
47	財政健全化法に関す ること	健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員 に審査依頼を行う。 議会報告用として「健全化判断比率及び資金不足比 率の状況」を作成する。 監査委員の意見書を付し、9月議会に報告する。	健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員 に審査依頼を行う。 議会報告用として「地方公共団体の財政の健全化に 関する法律について」を作成する。 監査委員の意見書を付し、9月議会に報告する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2 5			
48	財務規則改正に関す ること	【内容】 必要に応じ、財務規則の改正を行う。 ・例規審査委員会に附議 ・部長会議に附議 ・市長決裁 ・財務規則の一部を改正する規則の告示	【内容】 必要に応じ、財務規則の改正を行う。 ・例規審査委員会に附議 ・町長決裁 ・財務規則の一部を改正する規則の告示	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
49	現金の出納及び保管 に関すること	【保管】歳計現金、運用基金及び歳入歳出外現金を併せて管理 【記録】各会計別、基金別及び歳入歳出外現金別に記録（システム出力）	【保管】歳計現金及び歳入歳出外現金を併せて管理 【記録】各会計別及び歳入歳出外現金別に記録（システム出力）	栃木市の例により合併時に統合する。
	1			
50	歳入歳出外現金に関すること	【科目数】 28 【出納、記録及び運用】歳計現金の出納の例による。	【科目数】 9 【出納、記録及び運用】歳計現金の出納の例による。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2			
51	公金運用に関すること	【基準】基準により運用 【運用】各金融機関の定期預金、短期国債で運用	【基準】基準により運用 【運用】各金融機関の定期預金で運用、短期国債で運用	栃木市の例により合併時に統合する。
	3			
52	小切手の振出しに関すること	【指定金融機関への送付日】当日 【小切手の枚数】支払い、還付毎に1枚	【指定金融機関への送付日】前日 【小切手の枚数】現金払いは口座払い・納付書払い等とは別に にする。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4			
53	指定金融機関等に関すること	【指定金融機関】足利銀行（栃木支店） 【収納代理金融機関】みずほ銀行など10金融機関	【指定金融機関】足利銀行（岩舟支店） 【収納代理金融機関】同左のほか三井住友銀行（小山支店） あり	栃木市の例により合併時に統合する。ただし、収納代理金融機関は全て存続。
	5			
54	口座振替払い等に関すること	【支払日】原則水曜日 【伝送日】3営業日前	【支払日】毎月7日・17日・27日 【伝送日】3営業日前	栃木市の例により合併時に統合する。
	6			
55	支出負担行為の確認及び支出命令書等の審査に関すること	【提出期限】支払日の8営業日前 【審査】法令に違反していないこと等を審査し、支出	【提出期限】支払日の10営業日前 【審査】法令に違反していないこと等を審査し、支出	栃木市の例により合併時に統合する。
	7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
56	有価証券等の出納及び保管に関すること	財務規則の規定により、有価証券の受け入れ、記録及び払出し	財務規則の規定により、有価証券の受け入れ、記録及び払出し	栃木市の例により合併時に統合する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	8				
57	物品の出納及び保管に関すること	財務規則の規定により、物品の受入、返納及び保管転換	財務規則の規定により、物品の受入、返納及び保管転換	栃木市の例により合併時に統合する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	9				
58	会計管理者印等の公印の保管に関すること	【公印】 1 個 【窓口収納用職印】 出納員及び分任出納員が使用する職印	【公印】 1 個 【窓口収納用職印】 出納員及び分任出納員が使用する職印	栃木市の例により合併時に統合する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 0				
59	決算の調製に関すること	財務会計システムにより調製し、9月議会に報告 【調整】 会計課 【印刷】 会計課 【提出】 総務課	財務会計システムにより調製し、9月議会に報告 【調整】 出納室 【印刷】 出納室 【提出】 総務課	栃木市の例により合併時に統合する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 1				
60	収納管理事務に関すること	OCR業務により、収納額及び収納件数の集計を税別に行う。 【読み込み】 会計課	OCR業務により、収納額及び収納件数の集計を税別に行う。 【読み込み】 出納室	栃木市の例により合併時に統合する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 2	税金等の収納は、足銀栃木支店栃木市役所派出所及び各総合支所派出所が行う。（西方総合支所のみ地域まちづくり課にて対応）	税金等の収納は、足銀岩舟支店岩舟町役場派出所が行う。		
61	出納事務の委任に関すること	出納員及び分任出納員を置く。（64課所）	出納員及び分任出納員を置く。（13課所）	栃木市の例により合併時に統合する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 3				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
62	会計管理者口座への 入金に関すること	収入書及び払戻請求書を指定金融機関に提出し、公金口座に 入金	収入書及び払戻請求書を指定金融機関に提出し、公金口座に 入金	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 4			
63	消耗品の払い出しに 関すること	【購入・保管】会計課・各総合支所地域まちづくり課の予算 で購入・保管 【払い出し】本庁：消耗品交付システムによる。（毎日） 各総合支所：各課請求分を随時交付	【購入・保管】出納室の予算で購入・保管 【払い出し】各課請求分を随時交付	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 5			

3. 岩舟町の例により、合併時に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	該当なし 国道 50 号沿線開発 事業に関すること		一般国道 50 号沿線の地理的優位性及び交通利便性 を活かした拠点地区として、物流関連産業をはじめ とする企業立地の候補地として積極的な誘致を検討 推進する。	国道 50 号沿線の地 理的優位性を活かした 拠点整備事業であるた め、岩舟町の例により 合併時に統合する。
	1 7 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総合政策部会

4. 合併時に再編

No.	事務事業名	現	況	調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	人権推進に係る啓発に関すること	【目的】 人権に関する各種啓発事業を実施する。 【内容】 ①人権を考える市民の集い(講演会)の開催 ②市職員に対する連続講座の開催 ③その他特定職業従事者に対する研修会等の開催 ④人権週間における各種啓発活動の実施 ⑤まつり等における街頭啓発の実施 ⑥「広報とちぎ」への掲載 ⑦人権の花運動の実施 ⑧①～③の研修会を円滑に実施するため、講師派遣については、外部委託も行う。	【目的】 人権に関する各種啓発事業を実施する。 【内容】 ①人権を考える町民の集い(講演会)の開催 ②人権週間における各種啓発活動の実施 ③まつり等における街頭啓発の実施 ④「広報いわふね」への掲載 ⑤人権の花運動の実施	両市町の事務事業の内容等に違いがあるため、合併時に再編する。
	1 0			
2	同和問題に係る民間運動団体の委託事業に関すること	【名称】 人権同和对策推進事業委託 【委託内容】 同和问题解消のため、次の事業を行う。 (1) 啓発及び各種相談・指導に関する事業 (2) 各種実態調査に関する事業 (3) その他同和对策事業の推進に関する事業	【名称】 人権同和对策推進事業委託 【委託内容】 同和问题解消のため、次の事業を行う。 (1) 啓発及び各種相談・指導に関する事業 (2) 各種実態調査に関する事業 (3) その他同和对策事業の推進に関する事業	両市町の委託事業の相手先、内容等に違いがあり、合併時に再編する。
	1 1	【委託の相手先】 同和関係民間運動団体（平成23年度2団体） 部落解放同盟栃木市協議会 部落解放愛する会栃木市協議会 【事務手順】 委託契約締結後、各団体から事業計画を提出してもらい、委託金を支出。 事業完了後に実績報告書を提出してもらう。	【委託の相手先】 同和関係民間運動団体（平成23年度3団体） 部落解放同盟岩舟町協議会 部落解放愛する会岩舟町協議会 栃木県地域人権運動連合会岩舟町協議会 【事務手順】 委託契約締結後、各団体から事業計画を提出してもらい、委託金を支出。 事業完了後に実績報告書を提出してもらう。	

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Bランク

(総務・理財・消防部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

１．現行のとおり

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	岩舟町	
1	執務時間に関する こと	執務時間については、市の休日以外の日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。	現行のとおりとする。
	9 3		
2	自主防災組織の指導及び育成に関する こと	○自主防災組織 地域住民による自主的な防災活動により、災害の防止及び軽減を図る。	現行の組織を引き継ぐものとし、引き続き自主防災組織の育成に努める。
	9 1	2 8 組織 自衛消防隊 4 組織	
3	期日前投票に関する こと	【事務執行の場所】 各選挙において、市役所、総合支所（大平、藤岡、都賀、西方）及び公民館（大宮、皆川、吹上、寺尾、国府）で期日前投票を行っている。	現行のとおりとする。
	2 2	【事務執行体制】 市役所 選管書記と応援職員で対応 8 時 30 分から 20 時まで 総合支所 選管書記（地域まちづくり課職員）と応援職員で対応 期日前投票期間毎日 8 時 30 分から 20 時まで 公民館 公民館の職員で対応 土・日・祝日を除く期日前投票期間 8 時 30 分から 17 時まで	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

２．栃木市の例により、合併時に統合

№	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	岩舟町	
1	地方分権に関する こと	国の分権関係法及び栃木県の特例条例による権限移譲等に積極的に取り組み、自らの責任の下に地域の実情に合わせた行政運営を行う。	地方公共団体の配置分合があった場合には、その地域が新たに属した普通公共団体（栃木市）がその事務を継承することから、栃木市の例により合併時に統合する。
	6		
2	職務権限に関する こと	事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図るため、栃木市事務決裁規程において、市長等の職務権限を定めている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	8		
3	指定管理者制度に関すること【事務手続き等の取扱い】	【概要】 指定管理者制度を導入する施設の検討 指定管理者選定委員会の開催 管理状況評価の実施 選定委員会（候補者の選定、指定管理者の評価）の開催、施設所管課との調整、指導助言等については、総務課が行う。	岩舟町において導入している指定管理者制度については、栃木市に引き継ぎ、制度の事務手続き等については、栃木市の例により合併時に統合する。
	8 9		
4	自治基本条例に関する こと	平成24年6月条例公布、同年10月施行 （参考） ・栃木市自治基本条例市民会議の開催（計24回） ・平成23年11月 市長に提言書（条例素案）を提出 ・平成24年2月 パブリックコメント実施	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 2		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	放置自転車対策に関すること	駅前広場、道路、公園その他公共の用に供する場所における歩行者等の安全確保を図るため、自転車等の放置防止の措置を講ずる。 ・ 自転車等放置禁止区域においては、警告札で警告した後、区域内に２時間以上放置してある自転車等について、市が移動し保管する。 ・ 自転車等放置禁止区域外においては、警告札で警告した後、７日間以上放置してある自転車等について、市が移動し保管する。 ・ 市が移動し保管した自転車等を返還する際に、移動保管費用として、1,050 円を徴収する。 【その他】野州平川駅、新大平下駅、大平下駅付近の駐輪場の維持管理に併せて、定期的に自転車の撤去を行っている。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	106			
6	暴走族対策に関すること	市民生活の安全と平穏の確保を図るため、市・市民・事業者及び関係機関・団体等が一体となって暴走族の根絶に努める。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	108			
7	違法駐車等の防止に関すること	道路が広く一般交通の用に供されることを確保するとともに、安全で快適な生活環境を確保するため、違法駐車等の防止に努める。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	109			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
8	防犯灯の設置及び管理に関すること	【設置】 ・自治会からの申請に基づき、現地調査ののち、設置の可否を決定し、市が設置する。（移設、撤去も含む。）	【設置】 ・自治会等からの申請に基づき、現地調査ののち、補助の決定をし、申請者が設置する。 【設置補助金】 ・既設電柱等に設置の場合 1 灯当たり 15,000 円 ・専用の柱を立て設置の場合 1 灯当たり 35,000 円	栃木市の例により合併時に統合する。 設置補助金については、合併時に廃止する。
	1 1 5	【維持管理】 ・蛍光管等の軽微な修繕は自治会が行う。 ※西方地域は市で維持管理 【電気料金】 ・自治会が負担 【電気料補助金】 ・管理している防犯灯 1 灯当たり 1,500 円 ※西方地域は市で維持管理	【維持管理】 ・維持管理は自治会等が行う。 【電気料金】 ・自治会等が負担 【維持管理補助金】 ・管理している防犯灯 1 灯当たり 3,000 円	合併時に再編する。 維持管理、電気料金の負担は、市が行う。 電気料、維持管理に関する補助金については、合併時に廃止する。
9	暴力団の排除に関すること	市民生活の安全と平穏の確保、及び地域の社会経済活動の健全化を図るため、市・市民・事業者が一体となって暴力団の排除に努める。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 1 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
10	駅前広場等迷惑行為の防止に関する こと	市民や来訪者が利用する駅の安全で快適な環境の実現を図るため、駅前広場等における迷惑行為の防止に努める。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	121			
11	消防団員の任用・ 服務に関すること	○任用 消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命する。 その他の団員は次の資格を有する者のうちから任命すること。 ・当該消防団の区域内に居住又は勤務し、年齢18歳以上の者で、志操堅固で、かつ身体強健な者 ○服務 団長又は団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長にその旨を届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。	○任用 消防団長：消防団の推薦に基づき町長が任命 ・その他の団員は：町長の承認後、団長が次の資格を有する者のうちから任命 →本町に居住する年齢18歳以上60歳未満の者で志操堅固で、かつ身体強健である者 ○服務 団長又は団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長にその旨を届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。	栃木市の例により合併時に統合する。
	19			
12	消防団員の階級等 に関すること	○階級と人数 定員 ・団長（方面隊長） 1人 ・副団長（方面隊長） 4人 ・副団長（方面隊副隊長） 10人 ・分団長 30人 ・副分団長 30人 ・部長 73人 ・班長 149人 ・団員 759人 合計1056人	○階級と人数 定員 ・団長 1名 ・副団長 2名 ・本部伝令 3名 ・分団長 3名 ・副分団長 3名 ・部長 10名 ・班長 10名 ・団員 130名 計162名	栃木市の例により合併時に統合する。
	21			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	表彰（消防団）に関する こと	市長又は団長が、表彰状又は感謝状に賞金又は記念品を添えて、被表彰者に贈る。 ○市長表彰 ・ 永年勤続表彰（勤続年数5年、8年、10年、以降5年単位） ・ 優良団員表彰（分団長の推薦による。） ・ 退職団員表彰（勤続20年以上、又は副分団長以上の職を5年以上） ・ 永年勤続家族表彰（勤続20年、30年） ・ 協力者表彰（水火災の予防又は鎮圧協力者等） ○団長表彰 ・ 優良分団表彰 ・ 無火災分団表彰	町長が表彰状又は感謝状に記念品を添えて被表彰者に贈る。 ○町長表彰 ①優良分団・部 ②優良団員表彰（勤続5年以上の者） ③永年勤続表彰（勤続年数13年） ④無火災分団・部 ⑤感謝状 ・ 火災その他災害時における協力 ・ 永年勤続団員家族	栃木市の例により合併時に統合する。
	22			
14	消防団員の公務災害補償・退職報償金に関すること	栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例、栃木市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び栃木県市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき支給する。	栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例、岩舟町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び栃木県市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき支給する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	28			
15	消防団消防機械器具の配置、整備計画、整備点検に関すること	○整備方針 ①消防用車両等の更新計画に基づき事務事業評価に計上し、老朽化した車両を計画的に更新する。 ※更新目安 おおむね18～20年を経過した車両 ②消防用機械器具購入費として、各方面隊ごとに、消耗した消防ホースや、修理不能の受令機及び老朽化した消防水利標識等を、毎年補充する。	○整備方針 ①消防用車両等は、老朽化した車両を計画的に更新する。 ※更新目安 消防自動車（消防用）の耐用年数を17年としてきた。 ②消防用機械器具購入費として、消耗した消防ホースや、修理不能の受令機及び老朽化した消防水利標識等を、毎年補充する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	67			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
16	防災体制に関する こと	気象情報や災害の規模にに応じ、配備体制を定め、対応している。 地域防災計画を策定するまでの間、旧市町それぞれの地域防災計画を基にした暫定的な防災体制をとっている。	岩舟町地域防災計画に基づき、気象情報や災害の規模に応じ、配備体制を定め、対応している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	145			
17	災害対策本部に関 すること	地域防災計画を策定するまでの間、旧市町それぞれの地域防災計画を基に、新市の組織体制に基づいて、災害対策本部の体制を整備している。 ・本部長…市長 ・副本部長…副市長、教育長、危機管理監 ・本部員…各部長、会計管理者、教育次長、各支所次長、消防長、消防次長、消防署長、消防団正副団長 ・各部、各総合支所支所及び各班 (1) 統括部…統括班、情報収集班、広報班 (2) 援護部…援護班、避難所班、救護班、調達班、防疫衛生班 (3) 復興部…復興班、住宅班、給水班 (4) 消防部…総務班、予防班、警防班、消防団班 (5) 大平総合支所支所…統括班、情報収集班、広報班、援護班、避難所班、救護班、調達班、防疫衛生班、復興班、住宅班、給水班 (6) 藤岡総合支所支所…班編成は大平総合支所支所と 同じ。 (7) 都賀総合支所支所…班編成は大平総合支所支所と 同じ。 (8) 西方総合支所支所…班編成は大平総合支所支所と 同じ。	○災害対策本部組織 ①本部長…町長 ②副本部長…副町長、 ③本部付…教育長 ③本部員…課長職にある者全員、消防団長 ④活動組織 総務部、企画部、税務部、住民生活部、健康福祉部、保険児童部、経済部、建設部、水道部、出納部、学校教育部、社会教育部、消防部	栃木市の例により合併時に統合する。
	147			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
18	防災訓練に関する こと	○防災訓練 各地域で年1回実施する。 ・主な訓練内容 ①広報訓練 ②情報収集伝達訓練 ③避難訓練 ④初期消火訓練 ⑤救助訓練 ⑥救護所設置訓練 ⑦炊き出し訓練	○防災訓練 不定期で実施する。 ・主な訓練内容 ①広報訓練 ②情報収集伝達訓練 ③避難訓練 ④初期消火訓練 ⑤救助訓練 ⑥救護所設置訓練 ⑦炊き出し訓練	栃木市の例により 合併時に統合する。
	148			
19	職員の採用に関す ること	職員の採用事務 ・栃木市職員任用規則 ・採用試験を実施（一般職・専門職） 1次試験 筆記試験 2次試験 作文試験、適性試験、 集団面接試験 3次試験 個別面接試験	職員の採用事務 ・岩舟町職員任用規則 ・採用試験を実施（一般職・専門職） 1次試験 筆記試験 2次試験 作文試験、グループ討議試験、個別面接試験	栃木市の制度によ り対応が可能である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	3			
20	消防職員の採用に 関すること	職員の採用事務 ・栃木市消防職員任用規則 ・採用の方法 競争試験を実施（消防職） 1次試験 筆記試験 2次試験 口述試験、身体検査、 体力測定 選考	該当なし	岩舟町には該当す る事務がないため、栃 木市の例により合併 時に統合する。
	91			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2 1	職員の昇任、降任、異動に関すること	・昇任 職員の勤務年数、所属長からの推薦等を参考にし、昇任基準に従い、職員の昇任を行う。 ・降任 関係条例に基づき、分限処分により職員の降任を行う。 ・希望降任 「職員希望降任制度実施要綱」により取り扱う。 ・異動 定期又は必要に応じて人事異動を行う。 ・異動基準 本人の意向（自己申告）、在課年数、人材育成、職場の実情等を総合的に判断して異動を実施する。 ・辞令交付 人事異動については、辞令書を交付する。	・昇任 職員の勤務年数、昇任基準に従い、職員の昇任を行う。 ・降任 関係条例に基づき、分限処分により職員の降任を行う。 ・希望降任 「職員希望降任制度実施規定」により取り扱う。 ・異動 定期又は必要に応じて人事異動を行う。 ・異動基準 本人の意向（自己申告）、在課年数、人材育成、職場の実情等を総合的に判断して異動を実施する。 ・辞令交付 人事異動については、辞令書を交付する。	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6			
2 2	消防職員の昇任、降任、異動に関すること	・昇任 ①消防吏員 ・昇任の方法 在職年数を基準として、昇任試験又は選考の方法により、消防長が市長の承認を得て実施 ・特別昇任 生命を賭して職務を行い、死亡又は重度心身障がいとなり退職したときは、1 階級又は2 階級昇任させることができる。 ②消防吏員以外 - 栃木市職員任用規則を準用し、消防長が市長の承認を得て実施。 ・異動 定期又は必要に応じて、消防長が市長の承認を得て実施。 ・定期異動 毎年4 月1 日付け人事異動を実施。 ・異動に伴う自己申告 消防長を除く職員について、異動希望の有無等について申告を受け付け、異動の際の参考とする。 ・異動基準 在職年数、人材育成、職場の実情、本人の意向等も含めて総合的に判断して実施。 ・辞令交付 人事異動については、辞令書を交付する。 ※ 昇任、降任、異動については、総務部長、総務部職員課長に事前協議。	該当なし	岩舟町には該当する事務がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	9 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現	況	調整内容
		栃木市	岩舟町	
23	職務に専念する義務の免除に関する こと 18	栃木市職務に専念する義務の特例に関する条例 (条例に専念する義務の免除に関する規則 ・研修を受ける場合 ・厚生に関する計画の実施に参加する場合 ・法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合 ・前3号に規定する場合を除くほか、市長が定める場合 ※ 市長が定める場合は、規則、決裁等で定める。	岩舟町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 (条例に基づき職務に専念する義務が免除される場合) ・研修を受ける場合 ・厚生に関する計画の実施に参加する場合 ・法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合 ・上記の他、町長が定める場合 ※ 町長が定める場合は、決裁等で定める。	条例の内容が同一であり、岩舟町においては規則の定めがないことから、栃木市の例により合併時に統合する。
	勤務評定に関する こと 19	平成24年9月に制定した栃木市職員の人事評価に関する要領等に基づき、平成25年1月から人事評価制度の試行を開始する予定。	全職員について、企画力、判断力、折衝力などの10項目について、課長、主幹、副主幹、主査～主事、現業職に区分けした5種類の能力評価シートに基づいて行う。なお、業績評価については未実施。 評価結果については、人材育成、任用（昇任・降任・転任）の分野に活用し、昇給等には活用しない。	合併時は栃木市の制度とし、職員からの意見も踏まえ、随時見直しを行う。
25	職員の休暇・休業に関する こと 84	・栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例・規則 ・栃木市職員の勤務時間に関する規程 ・地方公務員の育児休業等に関する法律 ・栃木市職員の育児休業等に関する条例・規則 ・栃木市職員の修学部分休業に関する条例 ・栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例・規則 ・栃木市職員の自己啓発等休業に関する条例・規則 により、休暇・休業の種類、日数・期間、取得条件等を定めている。 ・健康保持・時間外勤務削減のための早出・遅出勤務実施要領により、所属長の判断で、職員の勤務パターンに応じて、早出勤務を割り振ることが出来る。	・岩舟町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例・規則 ・岩舟町職員の勤務時間に関する規程 ・特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間の割り振りに関する規程 ・地方公務員の育児休業等に関する法律 ・岩舟町職員の育児休業等に関する条例・規則 ・岩舟町職員の修学部分休業に関する条例 ・岩舟町職員の高齢者部分休業に関する条例 ・岩舟町職員の自己啓発等休業に関する条例・規則 により、休暇・休業の種類、日数・期間、取得条件等を定めている。	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
26	特別職の旅費に関する こと	市長、副市長の旅費の支給 ・栃木市長等給与及び旅費に関する条例 ・日当 支給無 (内国旅行) ・宿泊料 市 長 乙地方 16,500 円 甲地方 14,900 円 副市長 乙地方 14,800 円 甲地方 13,300 円 ・食事料 市 長 3,300 円 副市長 3,000 円 ・鉄道賃、船賃、 航空賃その他 (外国旅行) 一般職と同様に国に準ずる。	町長、副町長の旅費の支給 ・岩舟町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例 ・日当 支給無 (内国旅行) ・宿泊料 町 長 乙地方 10,500 円 甲地方 10,000 円 副町長 乙地方 10,500 円 甲地方 10,000 円 ・食事料 町 長 2,000 円 副町長 2,000 円 ・鉄道賃、船賃、 航空賃その他 (外国旅行) 一般職と同様に国に準ずる。	栃木市の制度が国 に準じた取扱いとな っているため、栃木市 の例により合併時に 統合する。
	58			
27	職員の旅費に関す ること	職員の旅費の支給 ・栃木市職員等の旅費に関する条例 ・日当 支給無 (内国旅行) ・宿泊料 甲地方 10,900 円 乙地方 9,800 円 2,200 円 ・食事料 実費を支給する。 ・鉄道賃、船賃、 航空賃その他 (外国旅行) ・国に準ずる。	職員の旅費の支給 ・岩舟町職員等の旅費に関する条例 ・日当 支給無 (内国旅行) ・宿泊料 甲地方 10,500 円 乙地方 9,800 円 2,000 円 ・食事料 実費を支給する。 ・鉄道賃、船賃、 航空賃その他 (外国旅行) ・国に準ずる。	栃木市の制度が国 に準じた取扱いとな っているため、栃木市 の例により合併時に 統合する。
	37			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
28	職員の福利厚生に関すること	「栃木市職員厚生会」を組織し、会員の保健、元氣回復及び福利厚生に関する事業を実施する。 (栃木市職員厚生会) ・会長 市長、副市長、一般職の職員 ・役員 理事 副市長 総務部長 ・理事 総合政策部長、幹事課長、会計課長、議事課長、教育総務課長、水道課長、各総合支所地域まちづくり課長、職員団体から選出された者（本庁、各総合支所から５人） ・掛金・負担金 職員、事業主それぞれ給料月額から定率による。	「職員厚生事業企画実行委員会」を組織し、職員の元氣回復及び福利厚生に関する事業を実施。 (福利厚生事業企画実行委員会) ・会長 副町長 ・委員 各課代表 職員団体代表１名 ・事務局 総務課庶務担当 ・活動 レクリエーション企画、運営	栃木市の制度により対応が可能であるため栃木市の例により合併時に統合する。
	51			
29	職員等の公務災害見舞金に関すること	公務災害を受けた職員等に対し、見舞金を支給する。 ・死亡見舞金 2,000万円 ・障がい見舞金 100万～1,500万円 (障がいの等級に応じて)	該当なし	岩舟町には該当する制度がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	85			
30	臨時職員の賃金に関すること	臨時職員賃金 ・事務補助 6,480円（時給 836円） ・軽度労務 6,480円（時給 836円） ・重度労務 7,360円（時給 950円） ・資格職 8,000円（時給 1,032円） ・時間外勤務賃金 一般職員と同じ ・通勤手当 有（上限 5,000円） ・支給日 翌月 15日	臨時職員賃金 ・一般事務 時給 850円 ・保育士 時給 1,000円 ・保健師 時給 1,100円 ・労務職 時給 850円 ・その他（資格職）職種により異なる ・時間外勤務賃金 一般職員と同じ ・通勤手当 有（週 5 日勤務職員） 一般職員に準ずる ・支給日 翌月 15日	栃木市の制度により対応が可能であるため栃木市の例により合併時に統合する。
	33			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
3 1	市町税等収納管理 事務に関すること （口座振替・郵便振 替・納付方法等）	【口座振替制度】 ・実施 ・再振替あり 【納付書取扱金融機関】 足利銀行 他 11 行	【口座振替制度】 ・実施 ・再振替なし 【納付書取扱金融機関】 足利銀行 他 8 行	栃木市の例により 合併時に統合する。た だし、納付書取扱金融 機関については、各市 町で扱う金融機関す べてで納付可能とす る。
	3 8			
3 2	固定資産評価員に 関すること	【概要】 固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するた め設置。 一人選任・・・副市長	【概要】 固定資産を適正に評価し、町長が行う価格の決定を補助するた め設置。 一人選任・・・町長	栃木市の例により 合併時に統合する。
	4 5			
3 3	債権回収対策本部 に関すること	【組織】 本部長・・・副市長 副本部長・・・理財部長 本部長・・・各部長 【事務内容】 ・債権管理プランの策定及び実施に関すること ・その他市税等徴収確保に必要な事項に関すること	該当なし	栃木市の例により 合併時に統合する。
	7 3			
3 4	収納員に関するこ と	【目的】 市税等の収納、口座振替利用勧奨の業務を行うために設置す る。 【勤務日】 週 4 日 【有給休暇】 10 日（年）	該当なし	栃木市の例により 合併時に統合する。な お、収納員の配置につ いては合併後調整す る。
	1 1 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況	調整内容
	建設工事等請負業者選考委員会に関すること	【設置目的】 市の発注する建設工事等に係る請負契約等において、競争入札に参加することができる者又は契約の相手方となる者を厳正かつ公平に選定し、建設工事等の適正かつ円滑な執行を図る。 【審査事項】 委員会 ・建設工事等入札参加資格者名簿に登録する業者の資格審査 ・予定価格が3,000万円以上の建設工事等の契約方法 ・一般競争入札に係る入札参加資格要件等 ・予定価格が3,000万円以上の建設工事等の業者選考 ・その他市長が特に必要と認めた事項。 本庁部会及び各総合支所部会 ・予定価格が3,000万円未満の建設工事等の契約方法 ・一般競争入札に係る入札参加資格要件等 ・予定価格が3,000万円未満の建設工事等の業者選考 【組織・構成】 委員会 委員長 副委員長 委員 副市長 総務部長 総合政策部長、理財部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市建設部長、上下水道部長、大平総合支所次長、藤岡総合支所次長、都賀総合支所次長、西方総合支所次長、教育次長、消防長 計15人 本庁部会及び各総合支所部会 部会長 部会長 部会長 （本庁部会） 理財部長、産業振興部長、都市建設部長、上下水道部長、教育次長 計6人 （大平部会） 地域まちづくり課長、産業振興課長 計5人 （藤岡部会） 都市整備課長、都市建設課長 計5人 （都賀部会） 地域まちづくり課長、生活環境課長 計5人 （西方部会） 産業振興課長、都市建設課長 計5人 健康福祉課長、生活環境課長 計5人	栃木市の例により合併時に統合する。 （栃木市において審査事項及び組織・構成については、平成25年度に委員会へ一元化の予定。）
		岩舟町 【設置目的】 町の発注する建設工事等に係る請負契約等において、競争入札に参加することができる者又は契約の相手方となる者を厳正かつ公平に選定し、建設工事等の適正かつ円滑な執行を図る。 【審査事項】 ・一般競争入札に係る入札参加資格要件等 ・一般競争入札で入札公告を審議 ・指名競争入札で指名業者を審議 ・業務委託（指名競争入札）で指名業者を審議 【組織・構成】 委員会 委員長 副委員長 委員 副市長 総務課長、企画課長、経済課長、建設課長水道課長 計6人	

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容																																																												
		栃木市	岩舟町																																																													
	建設工事等請負業者の選定に関する こと	【選定区分】 ・3,000万円以上の工事（一般競争入札） →選考委員会で入札公告を審議 ・3,000万円以上の業務委託及び建設資材（指名競争入札） →選考委員会で指名業者を審議 ・1,000万円以上3,000万円未満の業務委託及び建設資材（指名競争入札）→選考委員会部会で指名業者を審議 ・1,000万円未満の業務委託及び建設資材（指名競争入札）→契約検査課又は地域まちづくり課で指名業者を選考 ・500万円以上3,000万円未満の工事（一般競争入札） →選考委員会部会で入札公告を審議 ・500万円未満の工事（指名競争入札） →契約検査課又は地域まちづくり課で指名業者を選考 【発注の基準】 ・土木一式工事 A 2,000万円以上 B 500万円以上2,000万円未満 C 500万円未満 ・建築一式工事 A 3,000万円以上 B 500万円以上3,000万円未満 C 500万円未満 ・舗装工事 A 1,000万円以上 B 500万円以上1,000万円未満 C 500万円未満 ・電気工事 A 1,000万円以上 B 500万円以上1,000万円未満 C 500万円未満 ・管工事 同上 ・水道工事 同上 ・造園工事 A 500万円以上 B 500万円未満 ・その他の建設工事等は等級区分なし 【指名業者数】 ・500万円未満 5社以上 ・500万円以上1,000万円未満 6社以上 ・1,000万円以上3,000万円未満 7社以上 ・3,000万円以上1億円未満 8社以上 ・1億円以上1億5,000万円未満 10社以上 ・1億5,000万円以上 12社以上	【選定区分】 建設工事及び建設工事関連業務委託に係る入札公告、指名業者等を選考委員会で審議 【発注の基準】 ・土木一式工事 A 3,000万円以上 B 1,000万円以上3,000万円未満 C 1,000万円未満 ・建築一式工事 A 10,000万円以上 B 3,000万円以上10,000万円未満 C 3,000万円未満 ・舗装工事 A 500万円以上 B 500万円未満 ・電気工事 A 3,000万円以上 B 3,000万円未満 ・管工事 同上 ・水道工事 同上 ・造園工事 A 1,000万円以上 B 1,000万円未満 ・その他 同上 【指名業者数】 <table><tr><th></th><th colspan="3">A</th><th>B</th><th>C</th></tr><tr><th></th><th>2億以上 12</th><th>1億～2億 10</th><th>3千～1億 7</th><th>5</th><th>4</th></tr><tr><td>土木一式</td><td>3億以上 12</td><td>2億～3億 10</td><td>1億～2億 8</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>建築一式</td><td>1億以上 12</td><td>5千～1億 10</td><td>2千～5千 7</td><td>5</td><td>—</td></tr><tr><td>舗装</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>—</td></tr><tr><td>管</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>—</td></tr><tr><td>電気</td><td>5千以上 10</td><td>3千～5千 8</td><td>1千～3千 6</td><td>4</td><td>—</td></tr><tr><td>造園</td><td>5千以上 10</td><td>3千～5千 8</td><td>1千～3千 6</td><td>5</td><td>—</td></tr><tr><td>水道施設</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>—</td></tr><tr><td>その他</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>同上</td><td>—</td></tr></table>		A			B	C		2億以上 12	1億～2億 10	3千～1億 7	5	4	土木一式	3億以上 12	2億～3億 10	1億～2億 8	6	5	建築一式	1億以上 12	5千～1億 10	2千～5千 7	5	—	舗装	同上	同上	同上	同上	—	管	同上	同上	同上	同上	—	電気	5千以上 10	3千～5千 8	1千～3千 6	4	—	造園	5千以上 10	3千～5千 8	1千～3千 6	5	—	水道施設	同上	同上	同上	同上	—	その他	同上	同上	同上	同上	—	栃木市の例により合併時に統合する。 （栃木市において選定区分等については、平成25年度に改正の予定。）
			A			B	C																																																									
	2億以上 12	1億～2億 10	3千～1億 7	5	4																																																											
土木一式	3億以上 12	2億～3億 10	1億～2億 8	6	5																																																											
建築一式	1億以上 12	5千～1億 10	2千～5千 7	5	—																																																											
舗装	同上	同上	同上	同上	—																																																											
管	同上	同上	同上	同上	—																																																											
電気	5千以上 10	3千～5千 8	1千～3千 6	4	—																																																											
造園	5千以上 10	3千～5千 8	1千～3千 6	5	—																																																											
水道施設	同上	同上	同上	同上	—																																																											
その他	同上	同上	同上	同上	—																																																											
		2																																																														

36

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
37	建設工事及び建設 工事関連業務の入 札の執行に関する こと	【一般競争入札】 事後審査型条件付き一般競争入札によることとし、予定価格 500万円以上の建設工事を対象とする。 【指名競争入札】 予定価格130万円を超え500万円未満の建設工事及び 建設工事関連の業務委託、建設資材の購入を対象とする。 【執行体制】 本庁執行 ・本庁管内の建設工事 ・予定価格3,000万円以上の総合支所管内の建設工 事 ・本庁管内の建設工事関連業務委託及び建設資材購入 ・予定価格3,000万円以上の総合支所管内の建設工事関 連業務委託及び建設資材購入 総合支所執行 ・予定価格3,000万円未満の総合支所管内の建設工 事 ・予定価格3,000万円未満の総合支所管内の建設工事関 連業務委託及び建設資材購入	【一般競争入札】 条件付き一般競争入札又は事後審査型条件付き一般競争入 札とし、価格による対象は設定していない。 【指名競争入札】 予定価格130万円を超える建設工事及び建設工事関連の 業務委託を対象とする。 【執行体制】 発注元課による執行	栃木市の例により 合併時に統合する。 (栃木市において執 行体制については、平 成25年度に本庁へ 一元化の予定。また入 札方法については、電 子入札の一部導入を 予定。)
	3	【入札方法】 郵便入札 【入札回数】 1回まで 【予定価格】 事前公表	【入札方法】 持参入札 【入札回数】 1回まで 【予定価格】 事前公表	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
38	建設工事及び建設 工事関連業務の契 約の締結に関する こと	【契約書の作成】 ・落札通知を受けた日から7日以内に契約書を提出 ・工事請負契約金額が100万円未満であるものは、契約書の省略可 ・予定価格が1億5,000万円以上（工事又は製造の請負）の契約については、市議会の議決を要するため、仮契約書を取り交わす。（公営企業は除く） 【契約保証金】 ・対象工事等 設計額が500万円以上の工事 ・保証額 契約金額の1/10以上 【前金払】 ・対象工事等 請負代金が500万円以上の工事及び工事関連業務委託 ・支払金額 請負代金4/10を超えない額（1億円を限度）ただし、工事関連業務委託の場合は、3/10を超えない額 【中間前金払】 ・対象工事等 請負代金が500万円以上の工事 ・支払金額 工事着工時に支払う請負代金の4/10以内の前の前金に加えて工事の中間段階にさらに請負代金の2/10以内 【部分払】 ・対象工事等 工事及び工事関連業務委託 ・支払金額 既済部分に対する代価の9/10を超えない額 【現場代理人及び主任技術者の選任】 ・現場代理人 建設業法に基づく配置を求めている。常駐義務の緩和として、市内業者を対象に2,500万円未満の工事について、1人につき2件まで兼務を認めている。 ・主任技術者 建設業法に基づく配置を求めている。	【契約書の作成】 ・落札通知を受けた日から7日以内に契約書を提出 ・工事請負契約金額が200万円未満であるものは、契約書の省略可 ・予定価格が5,000万円以上（工事又は製造の請負）の契約については、町議会の議決を要するため、仮契約書を取り交わす。（公営企業は除く） 【契約保証金】 ・対象工事等 設計額が500万円以上の工事 ・保証額 契約金額の1/10以上 【前金払】 ・対象工事等 請負代金が500万円以上の工事及び工事関連業務委託 ・支払金額 請負代金4/10を超えない額（5千万円を限度）ただし、工事関連業務委託の場合は、3/10を超えない額 【中間前金払】 ・対象工事等 工事及び工事関連業務委託 ・支払金額 既済部分に対する代価の9/10を超えない額 【部分払】 ・対象工事等 工事及び工事関連業務委託 ・支払金額 既済部分に対する代価の9/10を超えない額 【現場代理人及び主任技術者の選任】 ・現場代理人 建設業法に基づく配置を求めている。常駐義務の緩和としての兼務を認めていない。 ・主任技術者 建設業法に基づく配置を求めている。	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
39	建設工事等請負業者の指名停止に関する こと	【措置要件及び期間】 次の12項目 ・虚偽記載（1～12か月） ・粗雑工事（1～6か月） ・契約違反（1～4か月） ・安全管理措置の不適切（公衆損害事故）（1～6か月） ・安全管理措置の不適切（工事関係者事故）（1～4か月） ・贈賄（6～24か月） ・独占禁止法違反行為（6～24か月） ・競売入札妨害又は談合（6～24か月） ・建設業法違反行為（1～12か月） ・不正又は不誠実な行為（1～12か月） ・暴力団関係者（改善されたと認められるまで） ・経営不振等（経営の再建がなされたと認められるまで） 【審査】 建設工事等請負者選考委員会において審査する。	【措置要件及び期間】 次の12項目 ・虚偽記載（1～6か月） ・粗雑工事（1～6か月） ・契約違反（2週間～4か月） ・安全管理措置の不適切（公衆損害事故）（1～6か月） ・安全管理措置の不適切（工事関係者事故）（2週間～4か月） ・贈賄（6～24か月） ・独占禁止法違反行為（3～36か月） ・競売入札妨害又は談合（6～24か月） ・建設業法違反行為（1～9か月） ・不正又は不誠実な行為（1～9か月） ・暴力団関係者（改善されたと認められるまで） ・経営不振等（経営の再建がなされたと認められるまで） 【審査】 建設工事指名業者審査会において審査する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	13			
40	物品購入等業者選考委員会に関する こと	【設置目的】 入札制度の適正な運用を確保するため、予定価格が1,000万円以上の物品購入等の業者選定の際に開催する。 【審査事項】 ・契約の方法及びその条件の決定 ・指名競争入札の参加者の決定 ・随意契約の理由の適否及び業者の決定 【組織・構成】 委員長 総務部長 副委員長 委員長が指名する 委員 総合政策部長、理財部長、生活環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市建設部長、上下水道部長、大平総合支所次長、藤岡総合支所次長、都賀総合支所次長、西方総合支所次長、教育次長、消防長 計14人	【設置目的】 岩舟町が調達する物品の買入れ、物品製造の請負に関する事項を審査するために設置し、物品調達の適正化を図る。 【審査事項】 ・物品調達方法の決定 ・指名競争入札の業者選定に関すること 【組織・構成】 会長 副町長 副会長 総務課長 委員 企画課長、会計管理者 計4人	栃木市の例により合併時に統合する。
	18			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
4 1	物品購入等の業者選定及び入札並びに契約に関すること	【業者選定の対象物品】 次の物品は、契約検査課又は地域まちづくり課で業者選考を行う。 ・ 予定価格が50万円以上の物品購入等 ・ 予定価格が総額80万円を超える備品 ・ 予定価格が3万円以上の印刷物 【業者の選定順位】 ・ 市内に本社又は本店を有する業者 ・ 市内に本社又は本店を有しないが、支店又は営業所等を有する業者 ・ 市内業者及び準市内業者以外の業者	【業者選定の対象物品】 ・ 予定価格が80万円以上の物品購入等 【業者の選定順位】 ・ 発注元課の推薦書を基に選考を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 9	【入札方法】 指名競争入札 対象物品 ・ 予定価格が50万円以上の物品購入等 ・ 予定価格が総額80万円を超える備品 ・ 予定価格が50万円以上の印刷物 指名業者数 300万円未満 3社以上 300万円以上500万円未満 4社以上 500万円以上1,000万円未満 5社以上 1,000万円以上 6社以上	【入札方法】 指名競争入札 対象物品 ・ 予定価格が80万円以上の物品購入等 指名業者数 80万円以上 4社以上	
4 2	物品購入等入札参加資格者の指名停止に関すること	【契約】 落札通知を受けた日から7日以内に契約書を提出 【措置要件及び期間】 次の8項目 ・ 虚偽記載（1～12か月） ・ 契約違反（1～4か月） ・ 贈賄（6～24か月） ・ 独占禁止法違反行為（6～24か月） ・ 談合（6～24か月） ・ 不正又は不誠実な行為（1～12か月） ・ 暴力団関係者（改善されたと認められるまで） ・ 経営不振（経営の再建がなされたと認められるまで）	【契約】 落札通知を受けた日から7日以内に契約書を提出 該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	7 5	【審査】 物品購入等業者選考委員会で審査する。		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
4 3	普通財産の管理及び処分に関するこ と	普通財産の売却は、一般競争入札又は随意契約により行うものとし、売払事務の要領等を定める。 売却価格は、不動産鑑定による場合のほか、地価公示、地価調査、売買実例価額、相続税路線価及び評価倍率、近傍固定資産税評価額を参考に、普通財産評価基準に基づき算定するものとする。 なお、法定外公共物等、単独利用困難な土地の売却価格は、相続税評価額を基とした価格に３０％を乗じた価格とする。	普通財産の売却についての要領等はない。 法定外公共物の用途廃止後の払下げ（売却）価格については、近隣固定資産税評価額を価格とする。	普通財産売却までの事務に関する要領等や売却価格の算出方法を一元化するため、栃木市の例により合併時に統合する。
	5 5			
4 4	交際費に関するこ と	・市長交際費の支出基準を参考に、議長交際費の支出基準を設け、それに基づき支出している。 ・支出状況をホームページ上に公開をしている。	・議長のスケジュールの調整 ・議長等が出席する会合や懇談会などの会費や慶弔費などの支出 ・ホームページには公開はしていない。	栃木市の例により合併時に統合する。
	3			
4 5	議員研修に関するこ と	・栃木市議会議長会が主催する研修会に参加 ・栃木県南６市議会議長会が主催する研修会に参加 ・市議会において必要に応じて研修会を開催	・全国町村議会議長会が主催する研修会 ・栃木県町村議会議長会が主催する研修会に参加 ・下都賀郡町村議会議長会が主催する研修会を開催 ・町議会において必要に応じて研修会を開催 ・議長、副議長、各委員会正副委員長による研修を予算化してあるが、現在実施していない。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4			
4 6	議員派遣に関するこ と	・地方自治法第１００条第１３項の規定に則り、議員を派遣しようとする時は、議会の議決で決定をする。 ・緊急を要する場合は、議長において派遣を決定することができる。	・地方自治法第１００条第１３項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。 ・緊急を要する場合は、議長において派遣を決定することができる。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
47	退職議員に関する こと	・退職議員については、議員の年金の諸手続きや表彰事務等を取り扱う。 (1) 議員の年金関係事務については、町村議会議員共済会から市議会議員共済会へ権利義務が承継されている。 (2) 表彰関係等に関わる議員履歴簿、管理台帳等については旧4町より引継ぎを受け保管管理をしている。	・退職議員については、議員の年金の諸手続きや表彰事務等を取り扱う。 (1) 年金関係事務については、町村議会議員共済会関係で処理している。 (2) 表彰関係については議員名簿で処理している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	6			
48	議員共済に関する こと	・議員は「市議会議員共済会」の会員 ・共済給付金の原資として、市は負担金を納付する。 退職年金 退職一時金 遺族年金 遺族一時金 公務傷病年金（ただし、平成23年6月1日施行の法改正により、議員年金制度は廃止された。） ・旧栃木市議会議員の議員共済については、新市へ引き継いでいる。 ・旧4町議員の議員共済については、地方公務員等共済組合法施行規則第17条により、権利義務を町村議会議員共済会から市議会議員共済会へ引き継いでいる。	・議員は「町村議会議員共済会」の会員 ・地方公務員等共済組合法に基づき設置されているもので、町村議会議員の共済給付金の手続きを行っている。 退職年金、退職一時金、遺族年金、遺族一時金、公務傷病年金（ただし、平成23年6月1日施行の法改正により、議員年金制度は廃止された。） ・共済給付金の給付に要する費用を町が負担している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	8			
49	議員表彰に関する こと	・議員表彰については、次のとおりとする。 (1) 全国市議会議長会表彰、総務大臣表彰等については、その規則に合わせて行う。 (2) 市政功労者表彰については、新市の規程に合わせて行う。 (3) 永年在職議員表彰については、今後検討を行う。	・議員表彰については、次のとおりとする。 (1) 全国町村議会議長会表彰、総務大臣表彰等については、その規則に合わせて行う。 (2) 町自治功労者表彰については、岩舟町表彰条例に合わせて行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	9			
50	議員台帳に関する こと	・経歴をはじめ議会人事に変更がある場合に整理 ・各種表彰の基礎資料	・経歴をはじめ議会人事に変更がある場合に整理 ・各種表彰の基礎資料	栃木市の例により合併時に統合する。
	10			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5 1	議場等の維持管理 に関すること	・ 議場、委員会室、議員控室等の維持管理については、 議会事務局が行なう。	・ 議場、議長室（事務室と兼用）、議員控室、議会図書 室は、公有財産としての管理は総務課が行う。運営面 の管理は議会事務局が行っている。	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	1 1			
5 2	広域的組織に関す ること	・ 栃木地区広域行政事務組合議会議員 ・ 栃木県南公設地方卸売市場事務組合議会議員 ・ 佐野地区衛生施設組合議会議員 ・ 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員 ・ 宇都宮西中核工業団地事務組合議会議員	・ 栃木地区広域行政事務組合議会議員 ・ 栃木県南公設地方卸売市場事務組合議会議員 ・ 佐野地区衛生施設組合議会議員 ・ 佐野地区広域消防事務組合議会議員	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	1 2			
5 3	事務局機構に関す ること	・ 条例上の職員定数は 1 2 人（実数は 9 人と臨時職員 1 人）	・ 条例上の職員定数 3 人（実数も 3 人）	合併協定項目「1 0 一般職の職員 の身分の取扱い」の 協議結果による。
	1 3			
5 4	議会公印に関する こと	栃木市議会公印規程による。 【使用公印】 ・ 栃木市議会印 ・ 栃木市議会議長之印 ・ 栃木市議会副議長印 ・ 栃木市議会常任委員長印 ・ 栃木市議会特別委員長印 ・ 栃木市議会事務局長之印 ・ 栃木市議会運営委員会委員長印	岩舟町議会公印規程による。 【使用公印】 ・ 栃木県下都賀郡岩舟町議会之印 ・ 栃木県下都賀郡岩舟町議会議長之印 ・ 岩舟町議会議長之印 ・ 岩舟町議会常任委員長之印 ・ 岩舟町議会特別委員長之印 ・ 岩舟町議会事務局長之印	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	1 5			
5 5	議長会等に関する こと	・ 全国市議会議長会 ・ 関東市議会議長会 ・ 県市議会議長会 ・ 県南 6 市議会議長会 ・ 全国高速自動車道市議会協議会	・ 全国町村議会議長会 ・ 栃木県町村議会議長会 ・ 下都賀郡町村議会議長会	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	1 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
56	公用車（議会）の維持管理に関すること	・公用車（議会）の維持管理については、「栃木市公用車使用規程」に則り行なう。 ・トヨタ クラウン（H20年登録） ・トヨタステーションワゴン ・議長車については事務局の運転員が、運転、管理 ・買い替え時期については、特に規定なし。	・車両管理、運転手ともに総務課で行っている。 ・トヨタ プリウス ・平成19年3月23日登録 ・買い替え時期については、特に規定なし。	栃木市の例により合併時に統合する。
	17			
57	本会議に関すること	・定例会は、毎年4回、3月、6月、9月、12月の招集に応じて参集する。 ・会議時間は午前10時から午後5時まで。 ・インターネットで本会議の映像配信を行っている。	・定例会は毎年4回とし、3月、6月、9月、12月の招集に応じて参集する。 ・会議時間は午前10時から午後5時まで。 ・3月議会は予算、9月議会は決算を常任委員会に付託し、本会議において各委員長より審査結果を報告する。 ・インターネットによる映像配信は行っていない。	栃木市の例により合併時に統合する。
	18			
58	本会議における発言に関すること	【一般質問】 ・発言通告の締切りは、議長の指定する日（議会運営委員会開催日の前日）の正午まで。 ・発言時間は、35分以内（答弁を含まない） ・一問一答方式 ・各質問者の初めの15分間をケーブルテレビで放映している。 【質疑】 ・議案等に対する質疑は、通告制とし一般質問終了後に行う。 ・質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。 【討論】 ・討論通告の締切りは、表決日の前日の正午まで。 ・発言時間は、20分以内	【一般質問】 ・発言通告の締切りは、議会運営委員会の2日前まで。 ・通告にあたっては、質問要旨を具体的に記入すること ・質問の順序は通告順に行うことを例とする。 ・関連質問は許さないことを例とする。 ・一回目に総括質疑を行い、2回目以降は、一問一答方式とする。ただし、質問時間については、答弁も含めて60分以内とする。 【質疑】 ・会議において発言しようとする者は、『議長』と呼び、議長の許可を求め、自己の議席番号、氏名を告げ発言すること。 ・一問につき最高3回まで、時間の制限はないが、必要に応じ議長は、発言時間を制限することができる。 【討論】 ・発言時間等、特に決まりはないが、あらかじめ議長に発言通告をして行うのが例である。	栃木市の例により合併時に統合する。
	19			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
59	議案に関する事	・議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、地方自治法第112条第2項の規定によるもの（団体意思の決定）については所定の賛成者（議員定数の12分の1以上）とともに連署し、その他のもの（機関意思の決定）については3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出 ・意見書、決議案は、所管の常任委員あるいは議会運営委員会研究会で案文を作成し、同委員会の正副委員長が提出者に、他の委員（正副議長を除く）が賛成者となり議会に提出 ・その他の議案（委員会条例、会議規則等議会関係の例規の改正等）については、各会派代表者会議、議会運営委員会等で提出者、賛成者を調整して議会に提出 ・委員会の議案提出については、今まで実施したことはない。	・地方自治法第112条（議員の議案提出権）の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出に当たっては、2人以上の賛成がなければならない。 ・議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。 ・委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 ・議会に提出される議案等は、その概要をあらかじめ議会運営委員会に説明する。 ・追加提出される議案等は、その都度概要を議会運営委員会に説明する。 ・意見書・決議案の提出者は、副議長が行い議会運営委員会の内から賛成者を選出する。ただし、内容により、所管の常任委員長が提出者となり、他の常任委員が賛成者となる場合もある。 ・意見書案及び決議案は、会期の最終日に提出するのが、例である。	栃木市の例により合併時に統合する。
	20			
60	会議結果報告等議決事件の処理に関する事	・会議結果の報告 ・議決書の作成 ・議決証明 ・議事録の証明	・会議結果の報告 ・議決書の作成 ・議決証明 ・議事録の証明	栃木市の例により合併時に統合する。
	21			
61	全員協議会に関する事	・全員協議会の招集については、次のとおりとする。 (1) 市政に係る重要案件について、市長から招集依頼があった場合 (2) 議会内の協議事項について、協議するため議長が招集する場合 (3) その他、必要に応じて招集する。なお、会議は原則公開とする。	・地方自治法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、「全員協議会」を設ける。 ・議員の全員で構成し、議長が招集する。 ・運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 ・招集については、次のとおりとする。 (1) 町政に係る重要案件について、町長から招集依頼があった場合 (2) 議会内の協議事項について、協議するため議長が招集する場合 (3) その他、必要に応じて招集する。なお、会議は原則公開とする。	栃木市の例により合併時に統合する。
	22			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況	
		栃木市	岩舟町
6 2	会議録に関するこ と	・会議録については、本会議会議録のデータベース作成業務を業者に委託している。 ・インターネット検索システムを導入しているため議員への会議録の配布は行わない。ただし、希望する議員へはコピーを配布する。 ・市内図書館（５か所）に閲覧用の会議録（本会議）を送付している。 ・常任委員会、全員協議会、議員研究会の会議録についても、業者委託により作成している。	・会議録については、本会議会議録のテープ反訳・印刷製本業務を業者に委託している。 ・会議録は、全議員及び町長に配布し、他の者については議会議務局にて閲覧に供する。コピーはしていない。 ・岩舟町ホームページの議会議録を本会議の会議録を掲載し閲覧に供する。検索システムは導入していない。 ・各委員会、全員協議会については、テープに録音し要約記録をしている。
	2 3		
6 3	請願・陳情に関するこ と	【請願】 ・当該請願の付託が予想される委員会の正副委員長は、紹介議員となることを差し控える。 ・受理した請願は、議会運営委員会で付託する委員会を決定する。 【陳情】 ・議会運営委員会で、請願に適合するものと決定した陳情は、請願並扱いとする。 ・陳情書は、会派代表者会議に諮り、議会運営委員会に付託するか決定	【請願】 ・定例会開会前に開かれる議会運営委員会の３日前までに受理したものについて、その取扱いを議会運営委員会で協議し会議に付託する。（委員会付託） 【陳情】 ・定例会開会前に開かれる議会運営委員会の２日前までに受理したものについて、その取扱いを議会運営委員会で協議する。（委員会付託または全員協議会で報告等）
	2 4		
6 4	常任委員会に関するこ と	○ 総務常任委員会 9人 総合政策部、総務部、理財部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項、他の常任委員会に属しない事項等 ○ 民生常任委員会 9人 生活環境部、保健福祉部の所管に属する事項等 ○ 産業教育常任委員会 8人 産業振興部、教育委員会農業委員会の所管に属する事項等 ○ 建設常任委員会 8人 都市建設部、上下水道部の所管に属する事項等 ・委員の任期については2年とする。 ・毎年視察を実施するものとし、それに必要な経費を予算化するものとする。 ・予算、決算時の常任委員会は、原則として、本庁（または庁舎に近い会場）で開催するが、6月・12月の定例会時の常任委員会は、旧町の公民館等に出かけて常任委員会を開催している。	○ 総務厚生常任委員会 7人 総務課、企画課、税務課、住民生活課、健康福祉課、保険児童課、人権推進室、出納室及び議会事務局の所管に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属しない事務 ○ 教育産業常任委員会 7人 経済課、観光農園推進室、建設課、水道課、農業委員会及び教育委員会の所管に関する事務 ・委員の任期は、2年とする。 ・閉会中の継続調査事項として、任期までに先進地視察調査等を行い、調査結果を議長に提出し、本会議に報告している。 ・視察調査は隔年実施しており、委員のほか職員1人が随行し、1人当たり17,000円を補助している。 ・予算、決算の審査報告は委員会を代表し委員長が作成しており、審査結果を議長に提出し、本会議に報告している。
	2 5		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況 岩舟町	
65	特別委員会に関する こと	現在設置中の特別委員会 ・議会広報紙発行特別委員会 これまでに設置した特別委員会 ・オリンピア電社工場跡地土地購入等に係る調査特別委 員会	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	26		
66	議会の広報・広聴 活動に関すること	・議会広報紙を発行するため、特別委員会を設置する。 ・議会広報紙の発行は、年４回とし 各世帯に配布す る。 ・音声、点字版も作成する。 ・発行部数４７，０００部	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	27		
67	議会の傍聴に関す ること	・一般席及び報道関係者席に分け、本会議の傍聴人の 定数は５３人とする。 ・委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴 できる。	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	28		
68	議決を要しない報 告に関すること	・議決事項ではないため、報告事項として取り扱うも の以下のとおりとする。 議会の委任による専決処分 監査の結果報告 法人の経営状況説明書等 基金の運用状況の報告 継続費及び繰越明許費に関する繰越計算書等	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	29		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
69	議会運営委員会・ 会派代表者会議に 関すること	【議会運営委員会】 ・定例会・臨時会の会期、日程及び議事予定 ・一般質問の割り振り ・上程議案等の取り扱い ・毎年視察を実施。予算は、1人年額6万円	【議会運営委員会】 ・定例会・臨時会の会期、日程及び議事予定 ・上程議案等の取り扱い ・隔年で視察を実施。予算は、1人17,000円×10人 (職員含む) ・委員の任期は2年。 ・定数は7人。各常任委員会より選出した委員6名と、 議長が会議に諮り選出した委員1名で構成。 【会派代表者会議】 ・該当なし	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	30	【会派代表者会議】 ・正副議長及び各会派の代表者で構成し、議会運営等 に関し、意見の調整、連絡、協議等を行う。 ・必要に応じて議長が招集する。 ・委員会条例、会議規則については、標準市議会委員 会条例及び会議規則を基本に制定している。 ・市議会先例等については、1市3町議会の例を整理 し、それを参考に新たに作成したが、議会改革検討委 員会において再検討を行っている。	・委員会条例、会議規則については、標準町村議会議 員会条例及び標準町村議会議規則を基本に制定して いる。 ・町議会議先例を収録した「岩舟町議会議先例申し合わせ 事項」を作成し、各議員に配布している。(平成19年 6月改訂版発行) ・議会の運営にあたり、必要に応じて議会運営委員会 等で確認事項の見直しを行っている。 ・職員の人事については、総務課からの異動・昇給・ 昇任等の資料に基づき議長名で発令 ・辞令は総務課で作成し、議長が交付する。	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
70	委員会条例、会議 規則及び市議会議先 例等に関すること			
	31			
71	職員の人事に関す ること	・職員の人事については、職員課からの異動、昇給、 昇任等の資料に基づき議長名で発令を行なう。 ・辞令は職員課で作成し、議長が交付する。	・職員の人事については、総務課からの異動・昇給・ 昇任等の資料に基づき議長名で発令 ・辞令は総務課で作成し、議長が交付する。	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	33			
72	法定外（任意）の 委員会に関するこ と	検討すべき事項等が発生した場合、設置している。 現在設置されている委員会 ・議会改革検討委員会 ・政治倫理条例検討委員会 ・議会報告運営委員会 ・議員定数等検討委員会 これまでに設置した委員会（合併後） ・議会基本条例検討委員会	検討すべき事項等が発生した場合、設置している。 現在設置されている委員会はない。	栃木市の例によ り合併時に統合す る。
	34			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7 3	議会基本条例に関する こと	真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会を活性化し、市民の付託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的に制定（平成23年4月1日施行）	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 5			
7 4	政治倫理条例に関する こと	旧栃木市において制定してあったが、平成22年3月29日の1市3町合併時に失効した。現在、政治倫理条例検討委員会を設置し、制定に向けて協議中。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 6			
7 5	政務調査費に関する こと	・議員の調査研究に資するため必要な経費として会派（所属議員が1人の場合を含む）に交付する。 ・交付対象 各会派 ・交付金額及び交付時期 月の初日に所属する議員1人につき、月額30,000円を、年2回（4月と10月）に分けて交付する。（一人につき年間360,000円） ・ホームページで公開している。	・議員の調査研究に資するため必要な経費として議員に交付する。 ・交付対象 岩舟町議会議員の職にあるもの ・交付金額及び交付時期 月の初日に在職する議員に対し、月額10,000円を、各半期の最初の月（4月、10月）の末日までにそれぞれ60,000円交付する。（一人につき年間120,000円） ・情報公開の対象としているが、ホームページでは公開していない。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 4			
7 6	費用弁償等に関する こと	・費用弁償等については、「栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により支給する。 ※車賃は支給していない。	・費用弁償等については、「岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」により支給する。 ※本会議、委員会に出席した場合、1km当たり37円の車賃を支給している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
77	選挙管理委員会の運営（委員の職務、開催及び運営）に関すること	【概要】 定時登録及び各種選挙時の選挙時登録の際選挙管理委員会を開催 【選挙管理委員会】 4名（委員長1名 委員3名） 任期 平成22年6月4日～ 平成26年6月3日 報酬 委員長 年額 312,000円 委員 年額 224,000円 【事務手続き】 各種議案に基づき審議する。 【選挙人名簿登録者数】 平成24年6月2日現在 120,797人 男 59,101人 女 61,696人 【実施時期】 定時登録及び選挙時登録時等 【職員】 事務局長 1名 次 長 1名 主 幹 1名 主 査 1名	【概要】 定時登録及び各種選挙時の選挙時登録の際選挙管理委員会を開催 【選挙管理委員会】 4名（委員長1名 委員3名） 任期 平成22年12月25日～ 平成26年12月24日 報酬 委員長 年額 161,000円 委員 年額 119,500円 【事務手続き】 各種議案に基づき審議する。 【選挙人名簿登録者数】 平成24年6月2日現在 15,249人 男 7,648人 女 7,601人 【実施時期】 定時登録及び選挙時登録時等 【職員】 書記長 1名（総務課長をもって充てる） 外書記 7名（総務課の主幹、副主任、主査、主任及び主事をもって充てる）	委員会の開催及び運営については、栃木市の例により合併時に統合する。 岩舟町の選挙管理委員会については合併協定項目「11 特別職の身分の取扱い」の協議結果による。
	1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
78	農業委員会委員選挙 執行に関すること	【概要】 任期満了による農業委員会委員の選挙執行 選挙区、選挙による定数及び投票区数 第1選挙区（合併前の栃木市の区域） 8人 6カ所 第2選挙区（合併前の大平町の区域） 5人 14カ所 第3選挙区（合併前の藤岡町の区域） 6人 9カ所 第4選挙区（合併前の都賀町の区域） 4人 5カ所 第5選挙区（合併前の西方町の区域） 2人 2カ所 計 25人 36カ所	【概要】 任期満了による農業委員会委員の選挙執行 選挙区なし 選挙による委員定数 14人 投票区数 7カ所	岩舟町の選挙区及び定数については、合併協定項目「7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。投票区数については、合併後見直す。
	5			
79	選挙公営に関するこ と	【概要】 選挙運動用自動車の使用 及びポスター作成費を公費負担するもの ・ 栃木市長選挙 ・ 栃木市議会議員選挙 【公費負担の限度額】 ・ 選挙運動用自動車 ハイヤー方式 1日当り 60,200円 ・ 選挙運動用自動車 レンタル方式 自動車 1日当り 15,300円 燃 料 1日当り 7,350円 運転手 1日当り 11,700円 ・ ポスターの作成 501円 99銭×ポスター掲示場の数+301,875円 ・ ビラの作成（市長選挙）16,000枚×7.3円	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	10			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名		現況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
80	各種選挙執行に関すること	【概要】 公職選挙法等に基づき、衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、市議会議員、市長の選挙を管理執行する。 【その他】 選挙又は当選の効力に関する争訟関係の事務 最高裁判所裁判官の国民審査 【選挙執行体制等（県議会議員選挙時）】 ① 投票 投票管理者（市職員管理職） 投票立会人 2人 投票事務従事者（360人） ② 開票 開票区 1 開票所 大平体育館 開票事務従事者（148人） ③ 選挙公報 新聞折込 46,280部 ④ 選挙入場券 郵送 4名連記のハガキ	【概要】 公職選挙法等に基づき、衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、町議会議員、町長の選挙を管理執行する。 【その他】 選挙又は当選の効力に関する争訟関係の事務 最高裁判所裁判官の国民審査 【選挙執行体制等（県議会議員選挙時）】 ① 投票 投票管理者（町職員管理職） 投票立会人 3人 投票事務従事者（83人） ② 開票 開票区 1 開票所 議場 開票事務従事者（58人） ③ 選挙公報 自治会を通じ配布 約5,150部 ④ 選挙入場券 郵送 1人1名のハガキ	栃木市の例により合併時に統合する。	
	11				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

3. 岩舟町の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	岩舟町	
1	簡易郵便局受託事業に関すること	【概要】 大字小野寺地内村檜神社事務所の一部を賃借し簡易郵便局業務を受託している。(郵便・貯金・為替・振替) (予算財源は会社からの取扱手数料) ○現在の状況 ・受託事業：郵便窓口業務、印紙売りさばき業務、国内物流に係る業務、銀行代理業、郵便貯金管理業務等を行っている。 ・開局時間：午前 9 時から午後 2 時まで ・開局日：月～金（休日・村檜神社の祭礼日〔4/15・10/17・11/29〕・12/29～翌年 1/3 を除く） ・局員：2 名配置（宮の下簡易郵便局事務取扱員） ・利用者数：延べ 911 人（H22） ・契約期間：H22.10.1～H25.9.30（3 年間・自動更新） ・取扱手数料収入額 3,561,426 円（H22）	岩舟町の例により合併時に統合する。
	89		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

４．栃木市の例により、合併後に統合

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	栃木市土地借受及び貸付に係る取扱基準について	【賃借料】 ㎡当りの月額賃借料＝ $\text{㎡当りの固定資産税評価額} \times 3 / 100 \times 1 / 12$ ・新規で他の賃借料と不均衡または、特別な事由がある場合は、0.5倍から1.5倍の金額で契約できる。 ・更新時に賃借料が算出額と乖離している（1.5倍以上又は0.5倍以下）時は、 1) 多い場合は現行料の0.9倍を限度として、 2) 少ない場合は、1.1倍を限度として更新する。 ・借地契約の更新時の更新料は支払わない。 【普通財産の貸付料】 ・営利事業以外の者 ㎡当りの月額賃借料＝ $\text{㎡当りの固定資産税評価額} \times 3 / 100 \times 1 / 12$ ・営利事業者 ㎡当りの月額賃借料＝ $\text{㎡当りの固定資産税評価額} \times 5 / 100 \times 1 / 12$ ※栃木地域については、平成22年度より基準を適用し、大平・藤岡・都賀・西方地域については、平成25年度までに適用予定	該当なし	賃貸借料の公平性の確保及び市場相場に沿うものにしていくため、栃木市の例により合併後に統合する。
	85			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

総務・理財・消防部会

５．合併後に再編

№.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	消防水利の維持管理及び整備計画に関すること	○整備方針等 ①耐震性防火水槽の設置 (1)設置箇所 整備計画及び自治会等からの要望により栃木消防署と水利配置を考慮して選定 ②消火栓 (1)上水道整備工事及び拡張工事に消火栓を設置し、負担金として水道課に支出 (2)消火栓維持管理費を負担金として水道課に支出	○整備方針等 ①耐震性防火水槽の設置 ②消火栓 (1)上水道整備工事及び拡張工事に消火栓を設置し、負担金として水道課に支出 (2)消火栓維持管理費を負担金として水道課に支出	現行のとおりとし、合併後に再編する。
	6 5			
2	市町水防計画に関すること	水防計画を策定するまでの間、旧市町それぞれの水防計画を基に、区域内の水防に当たる。	水防法第 3 2 条に基づく水防計画を定め、区域内の水防に当たる。	計画に差異があるため、合併後に再編する。
	1 7 3			
3	投票区に関すること	【概要】 投票区 7 4 カ所 栃木地域 3 4 カ所 大平地域 1 4 カ所 藤岡地域 1 3 カ所 都賀地域 6 カ所 西方地域 7 カ所	【概要】 投票区 1 3 カ所	市議会議員選挙の選挙区が、旧市町の単位で設置されているため、合併後旧市町の枠を越えた栃木市全体で、投票区を見直す。
	1 2			